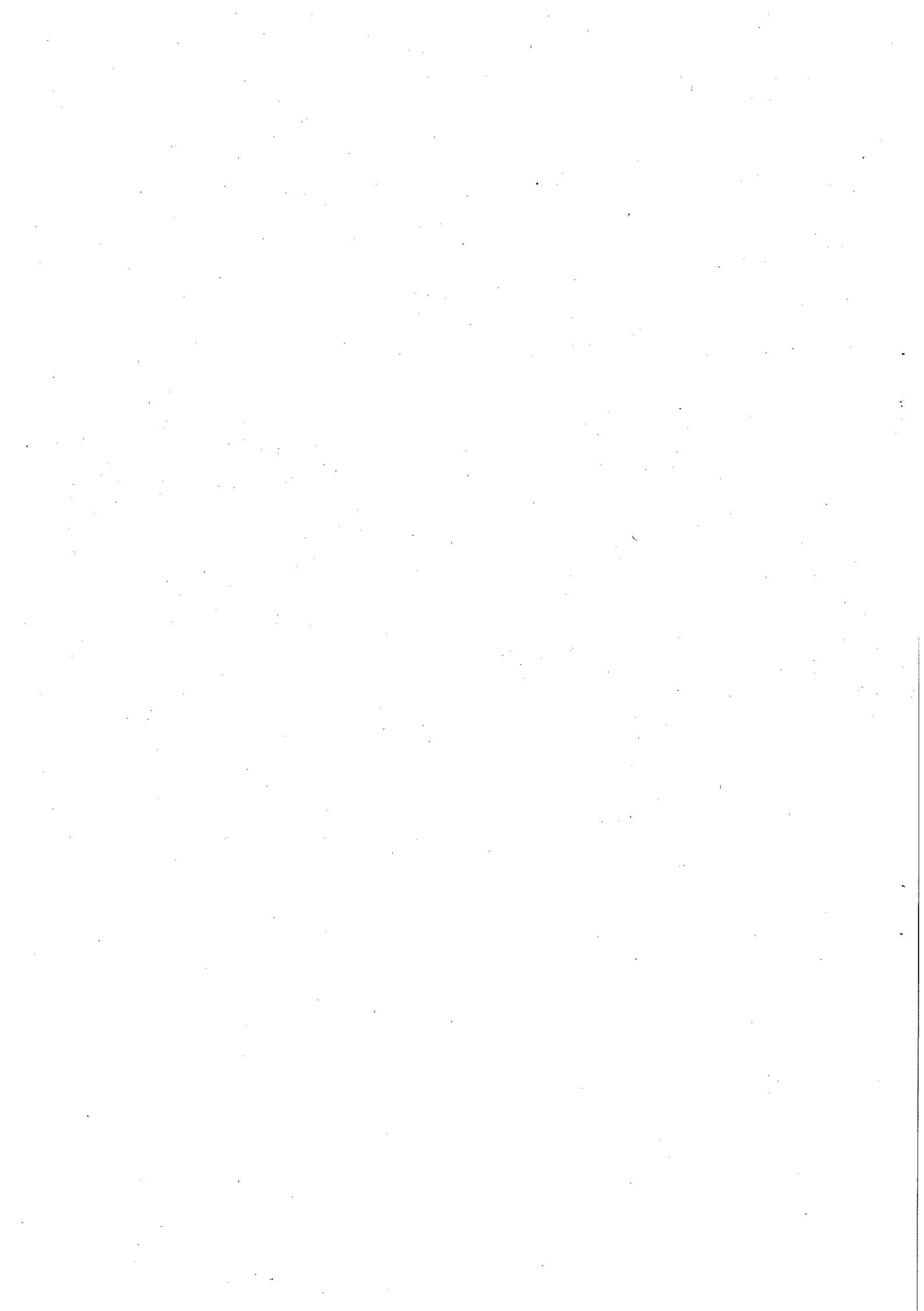


**次期「子どもに関する総合計画」
(案)**



— 目 次 —

1 策定の趣旨、計画の位置づけ	1
2 対象	3
3 計画の理念	
(1) めざす姿	3
(2) 基本理念	3
4 期間	5
5 施策	
(1) 重点的な取組みの視点	5
(2) めざす姿を実現する視点	6
(3) 施策と施策方針	12
(4) 施策の展開	13
6 施策を推進する事業	14
(1) すべての子ども・若者への支援	15
①子どもの権利を守り生かすことへの支援	15
②子どもの健康の支援	16
③居場所と安全の支援	18
④学びの支援	20
⑤多様な交流と体験の支援	21
⑥若者の自立や社会参画への支援	24
(2) すべての子育て家庭への支援	26
①安心して子どもを生み、親として成長することへの支援	26
②子どもの虐待を未然に防ぐための取組み	28
③経済的負担の軽減	29
④社会全体での子育て支援	30
⑤子育てにやさしいまちづくり	33
⑥働き方の見直しに向けた取組みの推進	35
⑦質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供	36
(3) 困難を抱える子ども・若者・家庭への支援	39
①困難を抱える子ども・若者への総合的な支援	39
②妊娠や子育てに困難を抱える家庭への支援	41
③ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援	44
④学校での支援	46
⑤保護を要する子どもへの支援	49
⑥障害児とその家庭への支援	51
⑦外国人の子どもとその家庭への支援	53
⑧貧困の連鎖を断ち切るための支援	55
7 計画推進の留意点	58

1 策定の趣旨、計画の位置づけ

- ① 子ども、若者、子育て家庭に関する施策を計画的、総合的に実施していくため「なごや子ども条例」第20条の規定による「子どもに関する総合的な計画」として策定します。
- ② 「名古屋市総合計画2018」の個別計画として策定します。
- ③ 「次世代育成支援対策推進法」の規定による市町村行動計画として位置づけ、同法第7条第1項に基づく行動計画策定指針を考慮して策定します。
- ④ 「子ども・若者育成支援推進法」、「子ども・子育て支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえて策定します。
- ⑤ この計画に掲げる事業のうち「子ども・子育て支援法」の規定による「名古屋市子ども・子育て支援事業計画」に掲載している事業については同計画により実施します。
- ⑥ この計画に掲げる施策のうちひとり親家庭を対象とした施策については本計画に掲載する事業も含めて「第3期ひとり親家庭等自立支援計画」により総合的に実施、推進します。
- ⑦ すべての施策で子ども、若者、子育て家庭を支援する視点に留意するものとし、この計画のほか表1の計画により子ども、若者、子育て家庭の支援に関する施策・事業を実施・推進します。

【表1】 子ども・若者・子育て家庭の支援に関する計画（平成26年10月31日現在）

計画名	子ども・若者・子育て家庭の支援に関する内容	所管局
名古屋市多文化共生推進プラン	外国人の子どもとその家庭の支援	市長室
名古屋市男女平等参画基本計画2015	雇用等における男女平等、家庭における男女の自立と平等への意識啓発など	総務局
名古屋市消費者行政推進プラン	子ども・若者へ向けた消費者教育や啓発の推進	市民経済局
第9次名古屋市交通安全計画	幼児、児童生徒への交通安全教育	市民経済局
新たなごや人権施策推進プラン	子どもの人権を含めた人権施策の推進	市民経済局
第2期名古屋市地域福祉計画	地域福祉の視点での子育て支援等の推進	健康福祉局
名古屋市障害者基本計画(第3次)	障害児支援	健康福祉局
第4期名古屋市障害福祉計画	障害児支援	健康福祉局
名古屋市食育推進計画(第2次)	家庭や学校等における食育の推進など	健康福祉局
健康なごやプラン21(第2次)	小児保健水準の向上、子どものこころの安らかな発達、育児不安の軽減など	健康福祉局
名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)	配偶者からの暴力被害者とその子どもへの支援	子ども青少年局 総務局
名古屋市住生活基本計画～住まいの基本計画～	様々なニーズに応じた住まいの供給	住宅都市局
市営交通事業経営健全化計画	バリアフリー化の推進、ノンステップバスの導入	交通局
名古屋市震災対策実施計画	防災教育の推進	消防局
教育振興基本計画	幼児・児童・生徒の教育、生涯学習全般における学びの支援	教育委員会
名古屋市不登校対策基本構想	不登校の未然防止、学校復帰のための支援など	教育委員会
魅力ある市立高等学校づくり推進基本計画	特色ある普通科高校づくり、専門学科高校の充実など	教育委員会

2 対象

すべての子ども・若者・子育て家庭とそれを支える社会

この計画全体を通して用語の定義は以下のとおりとします。

○子ども 18歳未満の者

○若者 18歳以上39歳以下の者

○子育て家庭 子どもを養育している家庭（養育者、里親等を含む）

○社会 社会全体と社会を構成するあらゆる団体（市、地域住民等、学校等関係者、事業者等）

3 計画の理念

「子どもに関する総合的な計画の策定に向けた基本的な考え方」（なごや子ども・子育て支援協議会からの答申。以下「答申」といいます。）を踏まえ、名古屋市で暮らす子ども、若者、子育て家庭とそれを支える社会の20年後のめざす姿を設定します。また、答申及び「名古屋市総合計画2018」の方針を踏まえ、計画の基本理念として、この計画で実現をめざす「3つのまちの姿」を設定し、めざす姿の具現化により基本理念を実現することを目標とします。

（1）めざす姿

① 子ども

安心して健やかにのびのび育ち、自己肯定感を持ち、年齢や発達に応じた社会性、豊かな人間性と創造性を身につけ、他を思いやる心を持ち、自分の行動に責任を持つとともに自分の意見を言える子ども

② 若者

経済的、精神的に自立し、主体的に社会に参画するとともに、他者と共生し社会の担い手となり、人間的に豊かな生活をおくる若者

③ 子育て家庭

保護者が子育てに喜びを感じ、子育てについての役割を果たすことにより、子どもが安心して生活し、健やかに成長できる家庭

④ 社会

社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えることにより、子どもを安心して生み、育てることができるとともに、個人の多様性を認め合い、子ども・若者・子育て家庭にとっての都市としての魅力にあふれる社会

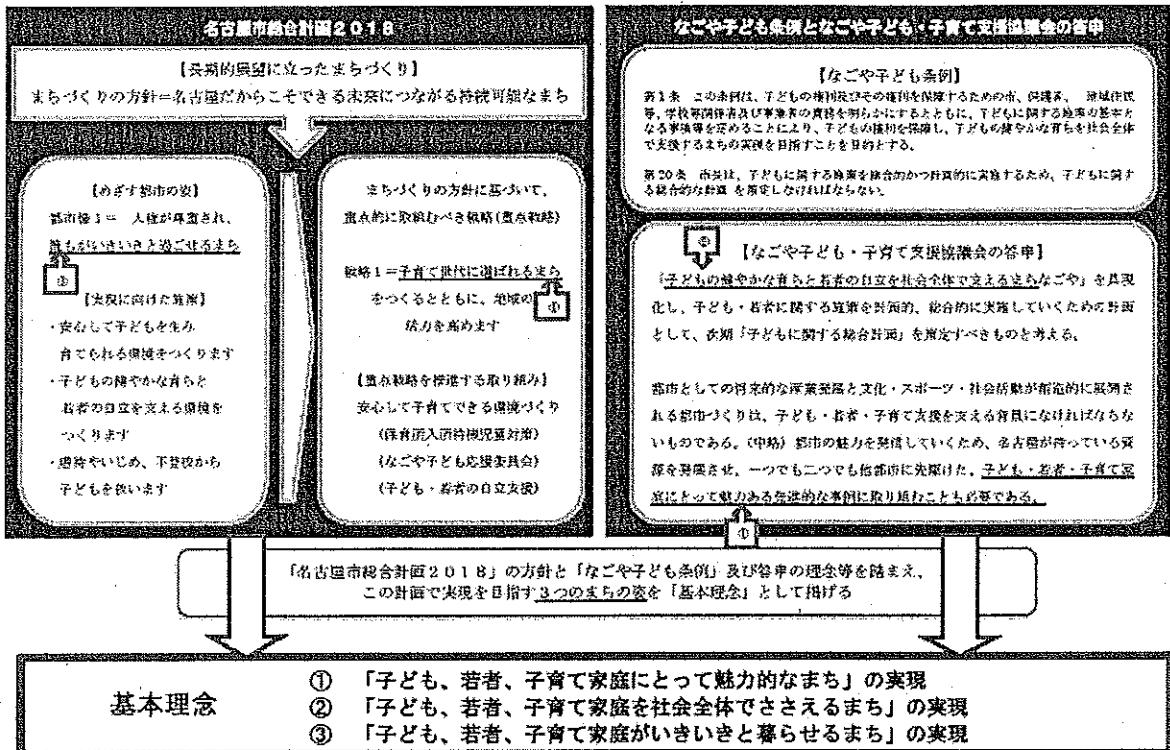
（2）基本理念

① 「子ども、若者、子育て家庭にとって魅力的なまち」の実現

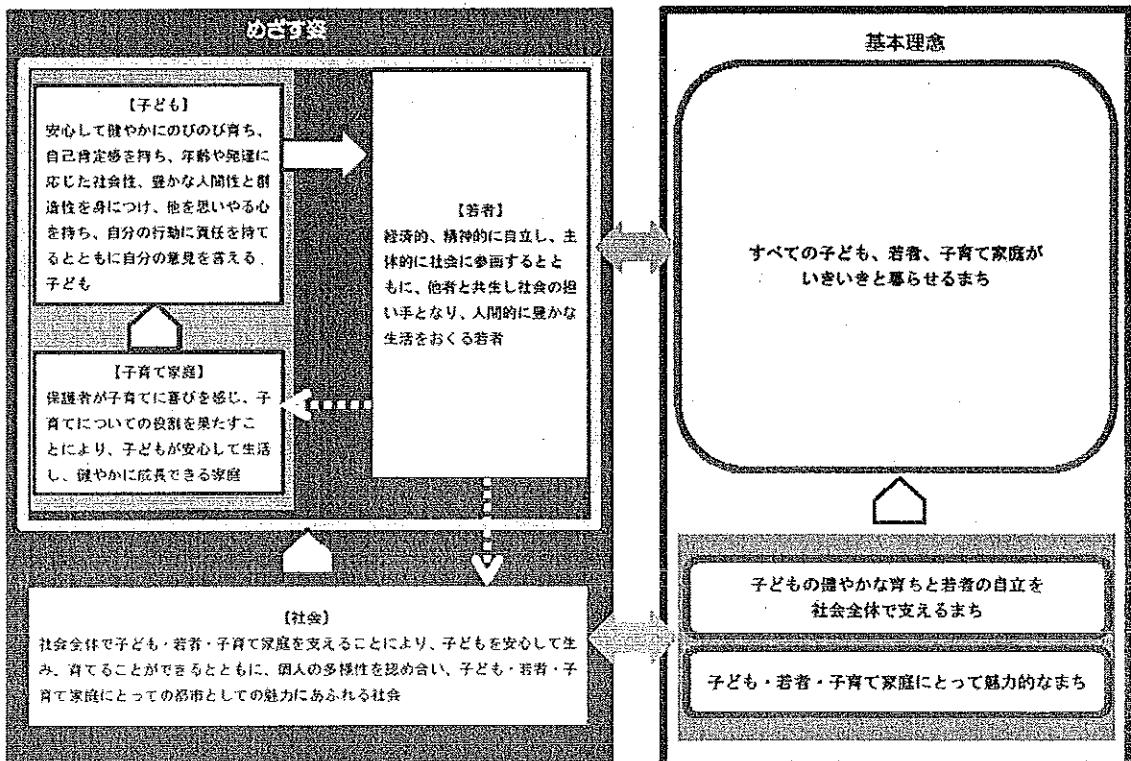
② 「子ども、若者、子育て家庭を社会全体で支えるまち」の実現

③ 「子ども、若者、子育て家庭がいきいきと暮らせるまち」の実現

【図1】 基本理念の設定



【図2】 めざす姿と基本理念の関係



4 期 間

平成27年度から平成31年度までとします。

5 施 策

答申を踏まえた「重点的な取組みの視点」、「めざす姿を実現する視点」をもとに、計画に基づき実施する施策を体系化します。

(1) 重点的な取組みの視点

計画期間の5年間では、下表の内容に重点的に取組みます。

【表2】 重点的な取組み

取組みの位置づけ	取組みの内容
① 引き続き重点を置くべき取組み	ア 子ども・子育て支援新制度への円滑な移行と保育・教育ニーズへの的確な対応
	イ 虐待予防も含めた子どもの虐待対策への積極的な取組み
② これまで以上に重点を置くべき取組み	ア 若者の自立や社会参画に向けた支援
	イ 困難を抱える子ども・若者・子育て家庭への支援
	ウ 学校での支援
③ これまでの取組みのうち特に留意の必要な取組み	ア 子どものライフステージ移行期における切れ目のない支援
	イ 妊娠期の支援を含めたより早い段階からの子育て支援
	ウ 幼稚園や保育所を利用せずに子育てをしている家庭の支援
④ 新たな視点での取組み	ア 貧困状態にある子ども・若者・子育て家庭の支援

(2) めざす姿を実現する視点

① ③の(1)に掲げる対象別の「めざす姿」を実現するために以下の取組みをします。

【表3】 めざす姿実現のための取組み

区分	めざす姿	めざす姿実現のための取組み
子ども	安心して健やかにのびのび育ち、自己肯定感を持ち、年齢や発達に応じた社会性、豊かな人間性と創造性を身につけ、他を思いやる心を持ち、自分の行動に責任を持つとともに自分の意見を言える子ども	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの権利を守り生かすことへの支援 ●子どもの育ちの支援 ●困難を抱える子ども・若者への総合的な支援 ●学校における子どもへの支援 ●保護を要する子どもへの支援 ●障害児への支援 ●外国人の子どもへの支援 ●貧困状態にある子どもへの支援
若者	経済的、精神的に自立し、主体的に社会に参画するとともに、他者と共に生し社会の担い手となり、人間的に豊かな生活をおくる若者	<ul style="list-style-type: none"> ●若者の自立や社会参画への支援 ●困難を抱える子ども・若者への総合的な支援 ●貧困状態にある若者への支援
子育て家庭	保護者が子育てに喜びを感じ、子育てについての役割を果たすことにより、子どもが安心して生活し、健やかに成長できる家庭	<ul style="list-style-type: none"> ●安心して子どもを生み、親として成長することへの支援 ●子どもの虐待を未然に防ぐための取組み ●経済的負担の軽減 ●相談支援のネットワークの充実 ●子ども・子育て支援新制度への適切な対応 ●働き方の見直しに向けた取組みの推進 ●妊娠に困難を抱える家庭への支援 ●子育てに困難を抱える家庭への支援 ●ひとり親家庭への支援 ●障害児の子育てに対する支援 ●外国人の子育てに対する支援
社会	社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えることにより、子どもを安心して生み、育てることができるとともに、個人の多様性を認め合い、子ども・若者・子育て家庭にとっての都市としての魅力にあふれる社会	<ul style="list-style-type: none"> ●社会全体での子育て支援 ●子どもと子育てにやさしいまちづくり

- ② 「めざす姿」の実現の程度を評価するために、対象ごとに「成果指標」を設定します。

現状

- 印 平成25年度子ども・子育て家庭意識・生活実態調査結果より
- 印 平成25年度若者の意識・生活実態調査結果より
- ◎印 平成25年度市政アンケート結果より

ア 子ども

★自分のことを好きと答える子どもの割合

現状●	5年後
71. 6%	75. 0%

↑
「あなたは自分のことが好きですか？」

好き 19.6% どちらかといえば好き 52.0%、どちらかといえば嫌い 19.3%、嫌い 7.4%

★いろいろなことに積極的に挑戦できる子どもの割合

現状●	5年後
67. 8%	71. 0%

↑
「あなたは色々なことに積極的に挑戦できますか？」

できる 26.1% どちらかといえばできる 41.7%、どちらかといえばできない 25.4%、できない 5.4%

★まわりの子の意見に流されず、自分の意見を言える子どもの割合

現状●	5年後
41. 3%	45. 0%

↑
「あなたのものごとについての考え方においてはまるものを選んでください。」

「まわりの子の意見に流されず、自分の意見を言うことができるにあてはまると思う」を選んだ割合 41.3%

★今の生活に満足している子どもの割合

現状●	5年後
82. 9%	86. 0%

↑
「あなたは今の生活に満足していますか？」

している 44.1% どちらかといえばしている 38.8%、どちらかといえばしていない 11.7%、していない 5.4%

イ 若者

★就職ができないため経済的に独立していない若者の割合

現状〇	5年後
11. 1%	8. 0%



「現在、経済的に独立できていない理由は何ですか？」

※現在、経済的に独立していないと回答した若者（19.7%）に対する設問

「就職を希望しているが就職できないため」を選んだ割合 6.0%

「働く自信がないので働いていないため」を選んだ割合 5.1%

★5年後の自分に幸せなイメージを持っている若者の割合

現状〇	5年後
56. 1%	60. 0%



「5年後の自分にどんなイメージを持っていますか？」

「幸せな状態である」を選んだ割合 56.1%

★社会のために役に立ちたいと思う若者の割合

現状〇	5年後
34. 4%	38. 0%



「あなたがふだんから考えたりやったりしていることを選んでください。」

「日本のために役立ちたい」を選んだ割合 21.0%

「名古屋市のために役立ちたい」を選んだ割合 13.4%

ウ 子育て家庭

★保護者が子育てを通じて幸福感を感じた割合

現状●	5年後
75. 3%	79. 0%

↑

「子育てを通じて良かったと感じたことについてあてはまるものを選んでください。」

「子どもといふことで幸福感を感じる」を選んだ割合 75.3%

★子育て中にストレスを感じた保護者の割合

現状●	5年後
21. 8%	20. 0%

↑

「子育てをしている間に悩んだり、不安に感じたり、困ったことについてあてはまるものを選んでください。」

「子育て中に自分のやりたいことができなくなるなどのストレスを感じたこと」を選んだ割合 21.8%

★仕事と家庭生活のバランスに不満のある父親の割合

現状●	5年後
37. 9%	35. 0%

★仕事と家庭生活のバランスに不満のある母親の割合

現状●	5年後
26. 1%	24. 0%

↑

「あなたの家庭では仕事と生活のバランスはとれていると感じていますか？」

【父親】

「仕事が中心となっており、もう少し家庭生活の比重が高まるとよい」を選んだ割合 37.0%

「育児が中心となっており、もう少し仕事の比重が高まるとよい」を選んだ割合 0.9%

【母親】

「仕事が中心となっており、もう少し家庭生活の比重が高まるとよい」を選んだ割合 13.6%

「育児が中心となっており、もう少し仕事の比重が高まるとよい」を選んだ割合 12.5%

★子どもが父親を信頼している割合

現状●	5年後
81. 4%	85. 0%

↑

「あなたはお父さんを信頼していますか？」

そう思う 45.6% だいたいそう思う 35.8% あまりそう思わない 13.1% そう思わない 5.2%

★子どもが母親を信頼している割合

現状●	5年後
91. 2%	95. 0%

↑

「あなたはお母さんを信頼していますか？」

そう思う 57.2% だいたいそう思う 34.0% あまりそう思わない 6.0% そう思わない 2.4%

Ⅰ 社会

★子育てに関わる活動に参加したことのある市民の割合

現状◎	5年後
43. 2%	47. 0%

↑

「地域住民が行う子育てに関わる活動のうち、どんなものに参加したことがありますか。」(5項目+その他)

1つでも「参加したことがある」を選んだ割合 43. 2%

★地域の人が子育てを温かく見守ってくれていると感じる子育て家庭の割合

現状●	5年後
27. 3%	31. 0%

↑

「子育てについてあなたのお住まいの地域にあてはまるものを選んでください。」

「地域の人が子育てを温かく見守ってくれている」を選んだ割合 27.3%

★名古屋市の子育て支援策に満足していない子育て家庭の割合《9項目の平均》

現状●	5年後
28. 5%	25. 0%

↑

「名古屋市の子育て支援の取組みについて満足していますか？」

「満足しない」を選んだ割合

- | | |
|---------------------------------------|-------|
| ①労働時間の短縮、育児休業や介護休暇など家庭生活と両立する職場環境の整備 | 35. 9 |
| ②多様な保育サービスの充実や、放課後児童に対する施策の充実 | 26. 0 |
| ③安心して出産や子育てができる医療サービスの充実 | 16. 4 |
| ④子育てについて相談できる機関やサービスの充実 | 14. 9 |
| ⑤住宅や遊び場・公園の整備など、子育てしやすいまちづくり | 39. 3 |
| ⑥受験競争やいじめ解消等のゆとりある教育の実現 | 39. 9 |
| ⑦遊び・スポーツ・文化活動など、豊かな人間性をつくる学校外活動の充実 | 24. 1 |
| ⑧医療費助成や子育てにかかる各種サービス費用の軽減など、経済的な支援の充実 | 29. 9 |
| ⑨男女でともに子育てに参加することについての意識啓発 | 29. 9 |

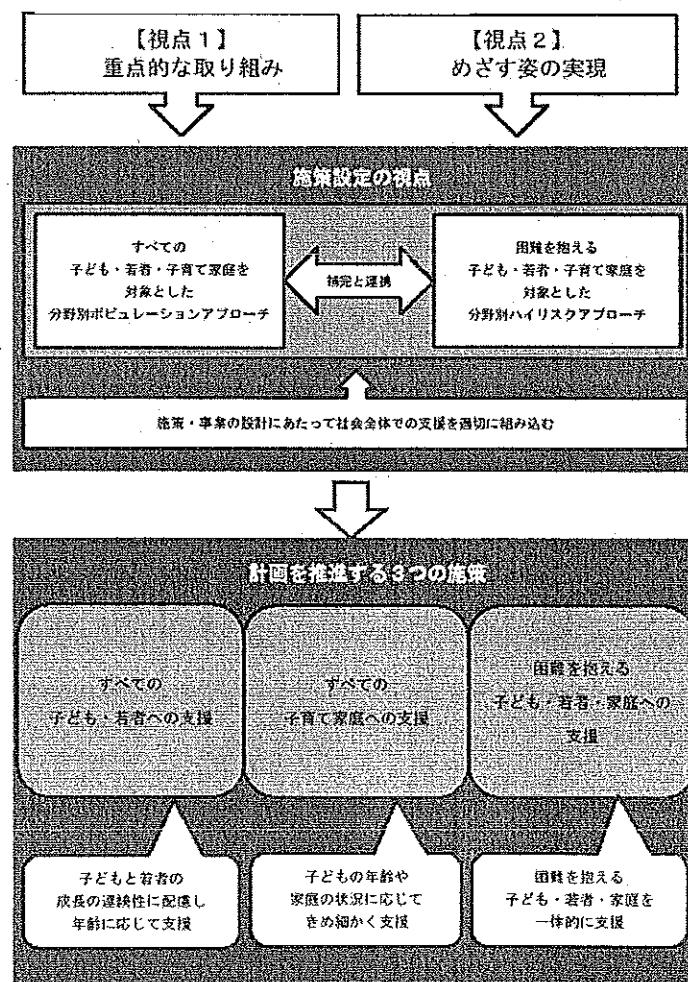
(3) 施策と施策方針

(1)「重点的な取組みの視点」、(2)「めざす姿を実現する視点」を踏まえ、すべての対象を支援するポピュレーションアプローチの視点と、困難を抱える対象に特化して支援するハイリスクアプローチの視点から3つの施策と施策を推進するための施策方針を設定します。

【表4】 施策と施策方針

施策	施策方針
①すべての子ども・若者への支援	子どもと若者の成長の連続性に配慮し、年齢に応じて支援する
②すべての子育て家庭への支援	子どもの年齢や家庭の状況に応じてきめ細かく支援する
③困難を抱える子ども・若者・家庭への支援	困難を抱える子ども・若者・家庭を一体的に支援する

【図3】 施策設定の考え方



(4) 施策の展開

(3) に掲げた3つの施策について、下表のとおり具体的な施策を展開していきます。

【表5】 各施策に対応した「施策の展開」

施策	施策の展開
すべての子ども・若者への支援	①子どもの権利を守り生かすことへの支援 ②子どもの健康の支援 ③居場所と安全の支援 ④学びの支援 ⑤多様な交流と体験の支援 ⑥若者の自立や社会参画への支援
すべての子育て家庭への支援	①安心して子どもを生み、親として成長することへの支援 ②子どもの虐待を未然に防ぐための取組み ③経済的負担の軽減 ④社会全体での子育て支援 ⑤子育てにやさしいまちづくり ⑥働き方の見直しに向けた取組みの推進 ⑦質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供
困難を抱える子ども・若者・家庭への支援	①困難を抱える子ども・若者への総合的な支援 ②妊娠や子育てに困難を抱える家庭への支援 ③ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援 ④学校での支援 ⑤保護を要する子どもへの支援 ⑥障害児とその家庭への支援 ⑦外国人の子どもとその家庭への支援 ⑧貧困の連鎖を断ち切るための支援

6 施策を推進する事業

3つの施策について、「施策の展開」ごとに施策を推進する事業を掲げます。

【この項の見方について】

●調査の引用

本項中の文章に取り上げているデータは、特に断りがない場合、平成25年に実施した以下の調査の結果を引用しています。

- ・平成25年度子ども・子育て家庭意識・生活実態調査
- ・平成25年度若者の意識・生活実態調査
- ・平成25年度ひとり親世帯等実態調査

●主な事業

各施策を推進する主要な事業を掲げました。

- ・「実施状況」 平成25年度の事業の実施状況を掲げました。

※特に断りのない限り、事業の性質により平成25年度の年間の実績または年度末の実績を掲載しています。

- ・「方向性」 以下の基準により、5年間の事業の方向性を掲げました。

計画期間中に新たに実施する事業 →新規

計画期間中に質的・量的な充実をはかることを目標として実施する事業
→拡充

計画期間中、継続して実施することを目標とする事業 →継続

《凡例》

事業名の後に（※）を表記 → 名古屋市子ども・子育て支援事業計画に記載している事業

事業名の後に（複）を表記 → 複数の施策に記載している事業

●新規・拡充事業と事業実施方針

主な事業の中で方向性を「新規」または「拡充」とした事業について、事業を実施していくまでの考え方や目標を掲げました。

《凡例》

事業名の後に（新）を表記 → 方向性を「新規」としている事業

事業名の後に（拡）を表記 → 方向性を「拡充」している事業

(1) すべての子ども・若者への支援

施策方針 子どもと若者の成長の連続性に配慮し、年齢に応じて支援する。

① 子どもの権利を守り生かすことへの支援

平成25年調査では、子どもの「なごや子ども条例」の認知度は21.4%で5年前より15%増加していますが、まだまだ低い状態にあります。また、「子どもが社会参画する活動」に参加したことのある子どもは5.3%となっています。子どもも大人も子どもの権利について正しく理解するよう子どもの権利の周知を進めるとともに、子どもの主体的な社会参画などを促す施策を進めています。

★主な事業

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
なごや子ども条例の啓発	なごや子ども条例の主旨や内容をわかりやすく説明したパンフレットなどによる啓発活動を実施する。	●各種イベント等においてパンフレットや啓発グッズを配布	継続	子ども青少年局
子どもの社会参画の支援	子どもが、会議やイベントなどの企画実施を通して、自分の意見を表明し、他者の考え方を認め、合意形成をはかることができる機会を提供する。	●市政等に子どもが意見を表明するワークショップを実施 実施回数2回 ●市が行う子どもが社会参画する事業の情報提供（郵送、メール）を実施	継続	子ども青少年局
なごや人権啓発センターの運営	子どもの人権をはじめとする各人権分野についてのパネルやタッチパネルPCを使用した展示のほか、図書・視聴覚資料の閲覧・貸出や人権相談などを実施する。また、小・中学校などの社会見学や、市民・企業・団体向けの研修を実施する。	(平成26年5月3日開設)	継続	市民経済局
メディアや啓発資料などによる人権啓発の推進	新聞、広報なごやなどの各種メディアや交通広告等の掲出のほか、各種啓発資料の作成・提供を通じた人権啓発を実施する。	●新聞や交通広告の掲載及びイベントや研修等での啓発資料の配布などを実施	継続	市民経済局
講演会・研修会などによる人権啓発の推進	憲法週間や人権週間などにおいて、人権に関してさまざまな視点からテーマを設定した講演会、研修会などの啓発事業を実施する。	●憲法週間記念「講演と映画の会」参加者数：1,068人 ●人権週間記念「講演と映画の会」参加者数：405人 ●「ちょっと素敵な映画会」参加者数：947人	継続	市民経済局
人権尊重のまちづくり事業	人権意識が広くいきわたった地域社会づくりをすすめるため、市民の参画と協働による啓発・学習活動などを実施する。	●16区において実施 参加人数：計2,817人	継続	市民経済局
夢・チャレンジ支援事業	生徒会が主体的に創意工夫に富んだ多様な活動にチャレンジできる機会を支援する事業の実施などにより、生徒会活動を活性化する。	●中学校12校、高等学校1件、特別支援学校1校で実施	継続	教育委員会

② 子どもの健康の支援

平成 25 年調査では、「自分の健康のこと」を悩みとして回答した子どもの割合は 8.6%、「安心して出産や子育てできる医療サービスの充実」を期待する保護者の割合は 84.0%でした。子どもが健康で生活することができるよう「子どもの健康づくり」、「医療体制の充実」、「医療費負担の軽減」などの施策を進めます。

★主な事業

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
乳幼児健康診査	乳幼児の身体・精神面の発育発達、疾病等の早期発見及び健康の保持増進をはかるため、総合的な健康診査を実施する。	●3か月児 受診率 98.3%	継続	子ども青少年局
新生児乳児等訪問指導（※）	健全な発育発達等の保健指導や支援のための新生児乳児家庭全戸訪問並びに継続支援が必要な乳幼児及び妊婦への訪問を実施する。	●乳児家庭全戸訪問事業 97.7% ●養育支援訪問事業（新生児・乳児訪問指導、妊産婦訪問指導）2,083人	継続	子ども青少年局
子ども医療費助成	中学 3 年生までの入院、通院にかかる医療費のうち、保険診療にかかる自己負担分を助成する。	●対象者数 282,024 人（月平均）	継続	子ども青少年局
思春期保健事業	思春期の子どもたちの心身両面の健康づくりを支援するため、保健所が学校や関係機関と連携をはかり、健康教育や相談を実施する。	●思春期セミナー 開催回数 246 回 参加者数 20,031 人	継続	子ども青少年局
思春期の精神保健相談	精神保健福祉センターにおいて、思春期にある若者の相談事業などを実施する。	●思春期の精神保健相談 相談件数 16 件 ●思春期精神保健福祉関係者研修 開催回数 2 回 参加者数 128 人 ●ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもりに関する相談を実施	継続	健康福祉局
任意予防接種にかかる費用助成事業	予防医療を推進するため、予防接種法に基づかない任意予防接種に対して費用助成を行う。	●予防医療を推進するため、予防接種法に基づかない 3 種類（口タウイルス、水痘、おたふくかぜ）の予防接種について費用助成を実施 口タウイルス 38,353 件 水痘 17,323 件 おたふくかぜ 21,044 件	継続	健康福祉局
4歳児及び5歳児歯の健康づくり事業	幼稚園・保育所の園児及び保護者を対象に、歯科口腔保健指導を実施する。 各保健所において、講習会等を実施。幼稚園・保育所におけるフッ化物洗口を推進する。	●実施者数 23,735 人 ●講習会開催回数 16 回 ●フッ化物洗口実施数 99 か所 5,210 人	継続	健康福祉局

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
お口の発達支援事業	離乳期の乳幼児を対象に、口腔機能の発達状況の確認、健康新教育、個別指導を実施する。	●実施者数 9,152人	継続	健康福祉局
小児科救急医療体制の充実	市域における医療ニーズに応え、患者サービスの向上をはかるため、特に必要性の高い小児科救急医療体制の拡充を実施する。	●名古屋市医師会急病センターでは毎日準夜帯に、小児科専門医1名による診察を実施し、休日昼間にも小児科専門医1名（年末年始は2名）による診察を実施 小児科受診者数 11,941人 ●「小児救急ネットワーク758」として、毎日準夜帯4病院、深夜帯1病院の体制を確保 小児科受診者数 35,248人	継続	健康福祉局
		●「小児救急ネットワーク758」に参加し、小児科二次救急医療を実施 西部医療センター 月・金・土・日・祝日 東部医療センター 日曜日 ●二次救急受診者数 西部医療センター 3,668人 東部医療センター 367人	拡充	病院局
成育医療の取組み	西部医療センターにおいて周産期医療、小児医療を充実し、妊娠・胎児から始まり、出生、新生児、小児、思春期を経て次の世代を生み育てるまでの過程全般を連続的、包括的にみようとする医療を実施する。	●西部医療センターに設置した周産期医療センター・小児医療センターにおいて、医療を提供。	継続	病院局
元気いっぱいなごやっ子の育成事業	健全な心と体の育成を目指して、体力づくりの推進や学校栄養職員による食生活指導などを実施する。	●体力アップ推進校 新規9校指定 ●学校栄養職員による食生活指導 実施校数 小中学校 191校	拡充	教育委員会

★新規・拡充事業と実施方針

事業名	事業実施方針
小児科救急医療体制の充実 (拡)	西部医療センターにおいて、全日小児科二次救急医療の実施に努める。
元気いっぱいなごやっ子の育成事業 (拡)	体力アップ推進校の実施校数や学校栄養職員による食生活指導の実施校数の拡大に努める。

③ 居場所と安全の支援

平成 25 年調査では、小学校就学後の子どもの放課後を過ごさせたい場所は小学校施設を活用した放課後事業が 63.8%、学童保育は 14.6%でした。また、放課後を商業施設でよく過ごす子どもの割合は 4.5%、飲食店で過ごす子どもの割合は 2.2%でした。子どもが健全に育成されるためには、子どもが安全で楽しく過ごせる環境を整える必要があります。また、若者の社会活動を促進するためには若者の居場所を整備する必要があります。子どもや若者の居場所づくりや安全に過ごせる環境整備などの施策を進めます。

★主な事業

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
留守家庭児童健全育成事業 (※)	児童館留守家庭児童クラブを実施する。 地域の留守家庭児童育成会に対する運営費を助成する。	●児童館クラブ 16 か所 ●育成会 165 か所	拡充	子ども青少年局
トワイライトルーム (※)	放課後等に小学校施設を活用し、遊び、学び、体験、交流の場を提供する全児童対象にした事業と、保護者が就労等により単間家庭にいない児童に対し、より生活に配慮した事業を一体的に実施する。	●トワイライトルーム 14 校 ●延べ参加人数 145,242 人	拡充	子ども青少年局
青少年の居場所づくり	青少年が気軽に安心して過ごせる居場所を確保することで、人や社会と関わらながら、自分らしく自主的に活動できるよう支援する。	●青少年交流プラザにおいて、青少年が気軽に立ち寄り安心して過ごせるような居場所づくりの環境を整備 ●青少年交流プラザ分館やスポーツセンターを活用した居場所づくりを実施 ●児童館における居場所づくりを全館（16 館）で実施	拡充	子ども青少年局
地域における青少年育成活動への支援	地域における青少年の育成活動を促進するため地域団体と連携して啓発事業を実施する。	●地域活動で使用するリーフレットやポスター、青少年育成地域活動ガイド等を作成・配布 ●地域の青少年育成団体や関係業界団体などにより青少年育成市民会議を組織し、「世話やき活動」やインターネットの安心安全な利用法を啓発するイベントなどを実施	継続	子ども青少年局
交通安全に関する広報・啓発	子どもを交通事故から守るために交通安全教育・啓発を推進する。 登下校時における小学生の交通安全指導及び交通安全教室を実施する。	●園児への交通安全ワッペンの配布 72,100 個 ●新一年生への交通安全レターの配布 23,500 枚 ●交通安全教室開催実績 707 回 140,270 人など	継続	市民経済局

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
青色回転灯車によるパトロール活動などの実施	安心・安全で快適なまちづくりを推進するため、不審者情報に対応してパトロールを実施する。	●パトロール実施 61件	継続	市民経済局
登下校時における子どもの安全を守る活動	登下校時の安全確保に向けた学校・保護者・地域による子どもの見守り活動を推進する。	●子ども安全ボランティアの推進 登録者数 80,598人 ●スクールガードリーダーによる巡回指導を全小学校で実施 ●なごやっ子あんしんメール 登録数 199,987件	継続	教育委員会

★新規・拡充事業と実施方針

事業名	事業実施方針
留守家庭児童健全育成事業・トワイライトルーム (拡)	<p>名古屋市子ども・子育て支援事業計画及び国の放課後子ども総合プランに基づき実施する。</p> <p>【参考】名古屋市子ども・子育て支援事業計画の内容】</p> <p>留守家庭児童育成会については、分割要件の緩和等、設置数増に向けた対応に努め、トワイライトルームについては、計画的なトワイライトスクールからの移行に努める。</p> <p>《供給量の確保の目標》 3,720人分の受入可能人数（18時以降）を確保 (18時以前も含めると7,340人分を確保)</p> <p>【放課後子ども総合プランを踏まえた事業の推進】</p> <p>「放課後子供教室」(トワイライトスクール)から「一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室」(トワイライトルーム)への移行については、保護者へのアンケート調査によるニーズ等に基づき、段階的に実施する。</p> <p>放課後事業の推進にあたっては、教育委員会と子ども青少年局とが一層の連携をはかるとともに、外部有識者も含め、両局で構成する放課後事業に係る運営会議を設置する。</p>
青少年の居場所づくり(拡)	単なる居場所の提供に留まらず、青少年の自主性、社会性を育むため、居場所において実施する取組みの企画や運営にまで青少年自らが参画するかたちでの居場所づくり事業を充実する。

④ 学びの支援

平成 25 年調査では、勉強が理解できない子どもの割合は 19.3% でした。同調査では勉強への意識が高い子どもほど「自己肯定感」や「生活満足度」が高い傾向が見られます。子どもの勉強への意欲や理解度を高めるとともに、学校以外の場でもさまざまな学びをできるよう支援する施策を進めます。

★主な事業

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
男女平等参画出張講座	若年層を対象とした男女平等参画に関する講演会や研修などを開催する場合に、講師を派遣する。 テーマ（3つから選択） ・男女平等参画の基本 ・セクハラ、デートDVなど ・女性と仕事	●男女平等出張講座 テーマ：デートDV 開催数 3回 参加者数 387人	継続	総務局
消費者教育の推進	発達段階に応じて、被害に遭わない消費者、合理的な意思決定ができる自立した消費者、社会の発展に積極的に関与する消費者を育成する教育を推進する。	●消費者教育モデル校 6校 ●大学等への消費者啓発委託事業 5校 ●新社会人向け啓発カレンダ一作成 ●中学生向け啓発パンフレット作成 ●中学生向け啓発コンテンツ作成	継続	市民経済局
少人数学級及び少人数指導	児童一人一人に、きめ細かな指導を行い、学校生活への適応をはかるため、少人数学級を実施する。また一つの学級を少人数集団に分けて指導するなど、一人一人にきめ細かな指導を実施する。	●少人数学級 小学校 1・2 年生での 30 人 学級、中学校 1 年生での 35 人学級を実施。 小 1 非常勤講師 81 人配置 小 2 非常勤講師 76 人配置 中 1-60 校 60 学級に加配教員を配置 ●少人数指導 全小・中学校で実施	継続	教育委員会
学習指導支援講師の配置	基礎的な学習から発展的な学習まで、幅広い児童生徒に対する学習支援を実施する。	●小・中学校 80 校に配置	継続	教育委員会
ICT 教育の充実	学習用の ICT 機器を充実するとともに、児童・生徒の学習への意欲を高め、基礎的な知識及び思考力・判断力・表現力を育てる探求型授業を開く。	●小学校 1 校においてタブレットをはじめとした ICT の効果的な活用について検証を実施	拡充	教育委員会
魅力ある市立高等学校づくり	学科・コースの新設や理数教育、外国語教育、産官学の連携など、更なる取組を推進し、生徒・保護者のニーズに対応したより魅力ある市立高等学校を目指す。	●平成 24 年度に作成した「魅力ある市立高等学校推進基本計画」をガイドラインとして、より魅力ある市立高等学校を目指した施策を開く	拡充	教育委員会

★新規・拡充事業と実施方針

事業名	事業実施方針
ICT 教育の充実（拡）	学習用の ICT 機器を充実するとともに、ICT を有効に活用した授業方法の研究および研修を充実する。
魅力ある市立高等学校づくり（拡）	「魅力ある市立高等学校推進基本計画」に沿って、学科・コースの新設等の取組みを着実に進め、生徒・保護者のニーズに対応したより魅力ある市立高等学校づくりに努める。

⑤ 多様な交流と体験の支援

平成 25 年調査では、子どものときに自然体験やスポーツ体験など多様な体験をしている若者の方が「自己肯定感」が高い傾向が見られます。子どもが日常生活のさまざまな場面で地域や世代を超えた交流を深め、多様な遊びや体験ができる環境を整備する施策を進めます。

★主な事業

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
トワイライトスクール	放課後等に小学校施設を活用し、遊び、学び、体験や交流を実施する。	●全小学校で実施（トワイライトルームを含む） ●延べ参加人数 2,104,330 人	継続	子ども青少年局
「わくわくキッズナビ」による情報提供	子どもの体験活動を促進するため、イベントや施設などの情報をホームページや情報誌により提供する。	●情報誌の発行 市内小中学校・特別支援学校に在籍する全世帯及び各施設に配布 ●ホームページアクセス件数 1日 160 件	継続	子ども青少年局
子ども会活動への支援	異年齢の子ども同士の交流や、多様な体験活動を行う子ども会活動を支援する。	●16 区・217 学区・2,314 単位子ども会に対し助成 ●子ども会リーダー養成を目的とし、各区で実施されたりーダー養成事業に対し助成	継続	子ども青少年局
児童館における子どもの育成	18 歳未満の子どもを対象に、遊びを通して健康増進や、情操を育むための各種事業を実施する。	●利用者数 各区児童館 606,365 人とだがわこどもランド 650,620 人 ●自主的な遊び場の提供、季節行事や伝承遊びなどの各種行事、子育て家庭を対象とした交流事業・相談・援助、中高生の居場所づくり、移動児童館等を実施	拡充	子ども青少年局

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
名古屋少年少女発明クラブの運営	小中学生を対象に、科学技術やものづくりに関心を持つ人材を育成するため、名古屋市科学館を事業拠点として、ものづくり教室などを実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ●ものづくり教室（デリバリーハウス）事業 参加クラブ員 132 人 開催日数 8 日間×5 会場 ●子ども航空宇宙教室 参加クラブ員 91 人 開催日数 3 日間×2 コース ●ものづくり教室（ロボット体験）事業 参加者延べ 509 人 開催日数延べ 31 日 ●競技会参加（ロボカップジュニア）事業 参加チーム延べ 114 ●ものづくりチャレンジ教室事業 参加者延べ 11,646 人 開催日数延べ 154 日 	継続	市民経済局 教育委員会
文化センターにおける子育ての支援および児童福祉の増進	地域の子育て世帯の交流をすすめるとともに、児童の福祉増進をはかるため、児童・親子向け事業を実施するとともに、関係機関などとの連携を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 学習相談、「親子で楽しみお話し会」など児童・親子向け各種事業を実施 ●西文化センター 実施回数 274 回 参加者数 1,451 人 ●中文化センター 実施回数 234 回 参加者数 2,310 人 	継続	市民経済局
環境学習の推進	自然とのふれあいなどの体験的な学習活動を通して環境を大切にする心を育む環境学習をエコパルなごやなどにおいて実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ●エコパルなごや来館者（利用者） 30,168 人 ●なごや環境大学子ども向け講座数 69 講座 ●なごや生物多様性保全活動協議会 なごや生物多様性スマスクール（8 講座） 	継続	環境局
なごやエコキッズの推進	幼稚園・保育所において、園児の環境に対する感性を育むとともに、園児の家庭のライフスタイルを環境にやさしいものへ転換するため、園と家庭が一体となって環境保全に取り組む仕組みづくりを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ●名古屋市内の幼稚園・保育所で実施 実施した幼稚園・保育所数 507 園 ●環境サポーターの派遣や教材の作成・配布、環境情報の提供 環境サポーターの派遣数 427 件、1,060 人 ●イベントにおけるエコキッズ実施園出演などを実施。 	継続	環境局
なごやエコスクールの推進	学校において、児童・生徒の主体的な環境保全に関する取組みの実践と、児童・生徒自ら振り返り改善していくこうとする姿勢を育むための仕組みづくりを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ●名古屋市内の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等で実施 実施校数 398 校 ●環境サポーターの派遣や出前授業の提供、環境情報の提供など 環境サポーターの派遣数 129 件、321 人 	継続	環境局

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
「みんなで覚えよう応急手当」講習の実施	夏休み期間中に、小中学生を対象にした普通救命講習等を開催する。	●小学生 普通救命講習 実施回数4回 41人受講 ●中学生 普通救命講習 実施回数4回 12人受講	継続	消防局
部活動の振興	教員指導者がいなくても部活動を指導できる「部活動顧問派遣事業」や、教員指導者を補助する「部活動外部指導者派遣事業」の実施により、部活動を推進する。	●中学校への外部顧問派遣部数 48部 ●外部指導者派遣回数 10,000回	継続	教育委員会
地域ジュニアスポーツクラブの設立支援	地域で子どもがスポーツに親しめる環境を整備するため、地域ジュニアスポーツクラブを育成する。	●設置学区数 150学区	継続	教育委員会
土曜学習の推進	子どもたちが学校の教科学習で学んだ知識・技能を実際に生かし、学ぶ意義を見出すために、実生活でさまざまな課題を見つけ、その解決について学ぶ体験学習の充実をはかる。	●検討	拡充	教育委員会
学校における環境教育の推進	環境テーマの前後1週間を環境学習ウィークと位置付け、各学校で創意工夫された環境学習や自然観察、体験活動などを実施する。	●小学校・中学校・特別支援学校全校で実施	継続	教育委員会

★新規・拡充事業と実施方針

事業名	事業実施方針
児童館における子どもの育成（拡）	学習支援の場など、子どもの居場所としての機能の充実や地域と連携した遊び場づくりを含めた移動児童館事業の充実をはかる。
土曜学習の推進（拡）	子どもたちが学校の教科学習で学んだ知識・技能を実際に生かし、学ぶ意義を見出すために、実生活でさまざまな課題を見つけ、その解決について学ぶ体験学習の充実をはかる。

⑥ 若者の自立や社会参画への支援

平成 25 年調査では、現在、経済的に独立していない若者のうち、就職を希望しているが就職できない、又は働く自信がないので働いていないことを理由にあげている割合は 11.1% でした。将来、経済的、精神的に自立し、社会に参画する意欲を持った若者へと成長することを支援するため、主体的に社会へと参加・参画することを促す取組みを行うとともに、体系的なキャリア教育を推進するなど、自主性・社会性や職業観などを育む施策や若者の就労を支援する施策を進めます。

★主な事業

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
青少年交流プラザ（ユースクエア）における事業推進	青少年の社会との関わり方の度合いに応じて育成する総合的な支援プログラムに基づき、青少年の自立支援や社会参加・参画活動を促進する取組みを実施する。	●社会参加・参画に関わる事業 188 回実施 ●企画・参加青少年人数 3,207 人	拡充	子ども青少年局
子どもが主体的に参画する場づくり	子どもの自主性や社会性を身につける事業（「子どものまち」など）を推進する。	●子どものまち～なごや☆こども City Nano 2014 を開催 (平成 26 年 3 月 22 日、23 日) 2 日間の来場者数 583 人	継続	子ども青少年局
ナゴ校による学生タウンなごやの推進	まちの魅力と活力を高めるため、学生と社会との連携・協働をはかる NAGOYA 学生キャンパス「ナゴ校」を通じて、学生がいきいきと活動するまち、学生タウンなごやを推進する。	●「ナゴ校」の活動支援	継続	総務局
若者の就労支援の推進	就労意欲のある若者をはじめとする働きたい方と、人を求める企業との効果的なマッチングなどをはかり、就労支援を推進する。	●なごやジョブサポートセンターの運営 10 代～30 代支援対象者数 600 人・就職決定者数 272 人 ●緊急雇用創出事業「なごやワークチャレンジ事業」 新規雇用者数 63 人 ●緊急雇用創出事業「大学生キャリア教育推進事業」 新規雇用者数 10 人・インターンシップ生 44 人 ●労働法基礎出前講座 3 校 342 人	継続	市民経済局
キャリア教育の推進	子どもの針路を応援し、社会的・職業的自立に向けた能力や態度を育て、自分らしい生き方を実現していく子どもを育てるため、小中学校 9 年間を通して系統的なカリキュラムを策定し、モデル校において実践・検証を実施するとともに、高等学校においては、大学・企業との連携促進や就業体験学習を充実する。	●カリキュラム策定の検討 ●高校と大学・企業との連携 ●高校就業体験学習の実施	拡充	教育委員会

★新規・拡充事業と実施方針

事業名	事業実施方針
青少年交流プラザ（ユース クエア）における事業推進 (拡)	ソーシャルメディアの活用などによる各種事業の情報発信や高校・大学とのネットワークづくりを推進することで、より幅広い青少年の力を活用した事業展開をはかるとともに、将来の具体的なイメージを抱くきっかけづくりとして、大学生までの青少年が社会人と交流する機会の充実をはかる。
キャリア教育の推進（拡）	キャリア教育カリキュラム策定に合わせ、現在行っている体験学習の意味づけや育てる能力の明確化、内容の充実を行い、児童生徒のキャリア発達支援のさらなる充実をはかる。

(2) すべての子育て家庭への支援

施策方針 子どもの年齢や家庭の状況に応じてきめ細かく支援する。

① 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

平成25年調査では、子育ての悩みに「発育・発達」と回答した保護者の割合は22.0%で5年前より7.3%増加、「病気・健康」と回答した保護者の割合は33.8%で5年前より8.8%増加しています。子育ての不安を解消し、子育てを楽しむことができるように、「安心して親になるための支援」、「妊婦への支援」、「育児の不安等の解消」などの施策を進めます。

★主な事業

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
不妊・不育にかかる支援	不妊に関する心理的・経済的負担を軽減するため、不妊治療に要する費用の一部助成や、不育に関する専門相談窓口を設置し不安の軽減をはかるとともに、不妊・不育に関する正しい知識を広く啓発する。	<ul style="list-style-type: none"> ●特定不妊治療費助成事業 助成件数 3,076 件 ●一般不妊治療費助成事業 助成件数 763 件 ●不育症相談支援事業 相談件数 162 件 	継続	子ども青少年局
両親学級（パパママ教室）	妊婦やその家族を対象に、妊娠・出産・育児に関する健康教育、相談等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ●両親教室 開催回数 217回 参加人員 6,342人 ●共働きカップルのためのパパママ教室 開催回数 28回 参加人数 1,670人 	継続	子ども青少年局
妊婦健康診査（※）	妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減をはかるため、14回分の健康診査について公費負担する。	<ul style="list-style-type: none"> ●助成回数 14回分/人 ●受診件数 247,392件 	継続	子ども青少年局
妊産婦歯科診査	妊娠中に1回、出産後1年内に1回、歯科診査を行い、妊産婦の健康の保持増進をはかる。	<ul style="list-style-type: none"> ●妊婦 6,507 件 ●産婦 3,344 件 	継続	子ども青少年局
産前・産後ヘルプ事業	妊娠中又は出産後の体調不良等により、家事又は育児が困難で、かつ雇用に介助者がいない場合に、ヘルパーを派遣し、家事又は育児の援助を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ●実派遣世帯数 312 世帯 ●延べ派遣時間数 6,841 時間 	継続	子ども青少年局
子育て総合相談窓口	子育ての不安を軽減するため、保健所において、子育てに関するさまざまな相談と育児支援を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ●相談件数 65,336 件 	継続	子ども青少年局
子どもあんしん電話相談事業	夜間の子どもの急な発熱や事故などの場合に、家庭での応急手当や見守り方、医療機関への受診の必要性などについて、看護師などによる電話相談を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ●相談件数 10,774 件 	継続	子ども青少年局
食育実践支援	妊産婦や子どもの望ましい食習慣の定着をはかるとともに、食事に対する不安を軽減するため保健所において栄養指導や相談を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ●離乳食指導 196 回 	継続	子ども青少年局

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
保健所による地域子育て活動の支援	子どもの発達や健康課題に応じた子育て支援の教室や地域の子育て活動の育成並びに地域づくりのための活動支援を実施する。	●子育て教室 開催回数 1,966回 参加人数 31,578人 ●子育てサロン 開催回数 1,754回 参加人員 25,989人	継続	子ども青少年局
保育案内人の配置（※）	保育所等に入所を希望する保護者に対して、多様な保育サービスの内容や幼稚園などの情報を幅広く提供し、個々のニーズに即してきめ細やかに子育て家庭を支援する。	●16か所	拡充	子ども青少年局
「親学」の推進	家庭教育セミナーなどで、親としてのあり方や子どもとともに成長する楽しさなどについて学ぶ「親学」を展開する。	●全市立幼・小・中・特別支援学校PTAで家庭教育セミナーを実施 参加者数 20,132人	継続	教育委員会
幼児期家庭教育支援事業	「幼稚園の子どもたち」の発行や市立幼稚園で相談事業などを実施する。	●全園で家庭教育相談事業の実施 参加者数 238人	継続	教育委員会
「家庭の日」普及啓発事業	毎月第3曜日の「家庭の日」を普及促進するため、小中学生へのポスター・作文募集などを実施する。 ファミリーデーなごやを実施する。	●「家庭の日」普及促進のため、小中学生へのポスター・作文募集等を実施 ポスター 1,692点 作文 130点応募 ●ファミリーデーなごやの実施 参加者数 25,000人	継続	教育委員会

★新規・拡充事業と実施方針

事業名	事業実施方針
保育案内人の配置（拡）	名古屋市子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施する。 【参考 名古屋市子ども・子育て支援事業計画の内容】 区役所、支所への配置を進める。 《供給量の確保の目標》 22か所に配置

② 子どもの虐待を未然に防ぐための取組み

子どもの虐待の相談対応件数は平成25年度で1,612件となっており、5年前より892件増加しています。すべての子育て家庭に子どもの虐待につながる可能性があるとの認識に立ち、子どもの虐待防止を目的とした啓発に多様な手法で取り組むとともに、子どもの虐待を社会全体で防ぐ体制の強化などの施策を進めます。

★主な事業

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
名古屋市児童を虐待から守る条例の推進	「名古屋市児童を虐待から守る条例」によって児童虐待防止推進月間として定める5月、11月を中心に、児童虐待防止の講演会、オレンジリボンキャンペーンなどの広報・啓発等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ●児童虐待防止推進月間の5月、11月に条例制定記念講演会等のイベントを実施 ●コンビニエンスストア従業員、マンション管理者向けの啓発リーフレットを作製・配布 ●小学生、中学生向けリーフレットを作製・配布 ●各区役所において児童虐待防止推進月間の広報・啓発を独自に企画・実施 	拡充	子ども青少年局
なごやすくすぐボランティア事業	児童虐待の予防のための見守りなど、地域全体で子育て家庭を支援する「なごやすくすぐボランティア」を養成する。また、その中から意欲のある方を「名古屋市すぐくすぐサポーター」として登録し、市や地域が実施する子育て支援活動に派遣する。	<ul style="list-style-type: none"> ●名古屋市すぐくすぐサポーター登録者数 135人 ●名古屋市すぐくすぐサポーター派遣回数 125回、延べ210人派遣 	拡充	子ども青少年局
児童虐待防止のための子育て練習講座	地域の相談支援拠点を指定し、すべての子育て家庭を対象に、子育て中の虐待につながるリスクを減らすための講座を実施する。	—	新規	子ども青少年局
なごやっ子SOS	児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する相談を、電話により24時間・365日の体制で受け付ける電話相談事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ●24時間365日体制の事業実施 相談件数 2,495件 	継続	子ども青少年局
教員研修の充実と児童相談所などとの密接な連携	学校の教員に対して児童虐待に関する研修を実施するとともに、児童相談所などとの連携を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> ●1年目、5年目、10年目の研修に児童虐待への対応や防止に関するものを取り入れて実施 受講者数 1,148人 ●必要に応じて児童相談所などと連携 	継続	教育委員会 子ども青少年局

★新規・拡充事業と実施方針

事業名	事業実施方針
名古屋市児童を虐待から守る条例の推進（拡）	条例で定める5月及び11月の児童虐待防止推進月間を中心に、各区独自の広報・啓発の取組みを含め、効果的な広報・啓発の充実をはかるなど、市民全体で児童を虐待から守る社会を実現できるよう取組みを推進する。
なごやすくすぐボランティア事業（拡）	名古屋市すぐすぐサポーター登録者について260人を目標に拡大する。
児童虐待防止のための子育て練習講座（新）	すべての子育て家庭を対象にした児童虐待のリスクを減らすための講座を継続して実施する。

③ 経済的負担の軽減

平成25年調査では、子育てに経済的負担を感じる保護者の割合は56.5%で5年前より10.9%減少しており、経済的負担を軽減する施策の効果は一定認められます。一方で特に負担を感じる費用は「住居費」が44.6%、「幼稚園・保育所費」が37.4%となっています。子育ての経済的負担を軽減するため、「手当の給付」や「保育サービス等の費用の軽減」などの施策を進めます。

★主な事業

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当を支給する。	●対象となる子どもの数 291,864人	継続	子ども青少年局
保育料負担の軽減	国が定める保育料の一部を市費で負担することにより、保護者の保育料負担を軽減する。	●国の定める保育料に対して 38.2%を軽減	継続	子ども青少年局
保育料の多子軽減	同一世帯で保育所等を複数の子どもが利用している場合、保育料は2人目半額、3人目以降無料とし、保護者負担を軽減する。	●実施 第2子 5,774人 第3子 484人	継続	子ども青少年局
就学援助（複）	経済的に困窮している小中学生の保護者に対して学用品などの費用を援助する。	●対象者 24,084人	継続	教育委員会
私立幼稚園授業料補助	私立幼稚園に通う保護者の経済的負担の軽減および公・私立幼稚園間における保護者負担の格差是正をはかるため、県内の私立幼稚園に在籍する市民に対し、授業料補助を実施する。	●対象者数 30,967人	継続	教育委員会

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
私立高等学校授業料補助	公・私立学校間における保護者負担の格差是正をはかるため、県内の私立高等学校に在籍する市民で、愛知県の授業料軽減事業の対象となる方に対し、授業料補助を実施する。	●対象者数 2,295人	継続	教育委員会
高等学校入学準備金事業（複）	経済的理由により高等学校などへの修学が困難な生徒に対して入学準備金を貸与する。	●対象者数 339人	継続	教育委員会
市立高等学校入学料などの減免（複）	市立高等学校に通う生徒の保護者に対して入学料などの減免を実施する。	●対象者数 252人	継続	教育委員会

④ 社会全体での子育て支援

平成25年調査では、子育て中に「自分のやりたいことができないなどストレスを感じた」3歳未満児の親の割合は31.2%でした。また、「地域で年齢の違う子が一緒になって遊べると感じる」親の割合は32.7%で5年前より4.6%減少しています。子育て中の保護者が地域の中で安心して子育てができるよう地域や事業者などの立場に応じた子育て支援や幼稚園・保育所による相談・支援などの施策を進めるとともに、役割分担・連携できるようなネットワークづくりを進めています。

★主な事業

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
地域子育て支援拠点事業（※）	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点を整備する。また、拠点のうち各区1か所は一時預かり等他の支援事業も併せて行う。	●子ども・子育て支援センター（事業としても掲載） ●なごやつどいの広場事業 25か所 ●地域子育て支援センター事業 56か所 ●児童館 17か所	拡充	子ども青少年局
一時預かり事業（※）	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所の一時保育事業や名古屋のびのび子育てサポート事業等において一時的に預かり、必要な保護を行う。	●一時保育事業 53,494件 ●名古屋のびのび子育てサポート事業（事業としても掲載） 3,529件	拡充	子ども青少年局

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
エリア支援保育所（※）	公立保育所をエリア支援保育所と位置づけ、公立・民間保育所などが一体となって保育の質を高めるとともに、地域のすべての子ども・子育て家庭を支援する。	(平成26年度にエリア支援保育所モデル事業を実施)	拡充	子ども青少年局
子ども・子育て支援センター（758キッズステーション）の運営	子育て支援の拠点施設として、子どもを生み育てやすい環境づくりを促進するため、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるほか、情報発信、講座の企画運営、キッズパーク運営、企業連携などを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ●キッズパーク利用者数 38,577人 ●サイトへのアクセス 170,109件 ●講座参加者数 3,295人 ●子育て団体登録数 293団体 	継続	子ども青少年局
地域子育て支援ネットワークの推進	地域における子育て支援のネットワーク体制の強化や活動・事業の活性化をはかる。	<ul style="list-style-type: none"> ●区域事業 16 ●広域事業 3 	継続	子ども青少年局
名古屋のびのび子育てサポート事業	地域での子育てを支援するため、会員組織をつくり、子育てを支援してほしい人と手助けしたい人の登録・仲介などを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ●会員数 7,569人 ●活動件数 25,333件 	継続	子ども青少年局
なごや未来っ子応援制度（ひよか）	企業、地域、行政の連携により、社会全体で子どもと子育て家庭を応援するため、子育て家庭優待カード事業等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ●協賛店舗・施設 1,959か所、82商店街 	継続	子ども青少年局
赤ちゃん訪問事業	地域と子育て家庭をつなぐため、地域の主任児童委員、区域担当児童委員が第1子を出生した家庭を訪問する。	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問件数 10,459人 	継続	子ども青少年局
高齢者による子育て支援事業	シルバー人材センターでの子育て支援事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ●利用件数 7,119件 ●「子育て支援事業就業会員養成研修」による会員従事者の養成 参加者数 35人 	継続	健康福祉局
私立幼稚園での子育て支援事業（※）	市内の私立幼稚園に対し、預かり保育授業料、教育研究費、親と子の育ちの場支援事業費などの補助を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ●私立幼稚園預かり保育への補助 111園で実施 ●私立幼稚園親と子の育ちの場支援事業への補助 125園で実施 	継続	教育委員会
市立幼稚園における預かり保育の実施（※）	幼児教育を推進する幼稚園として、長時間保育の中での教育・保育のあり方について研究し、預かり保育を拡充していく。	<ul style="list-style-type: none"> ●17園で実施 	継続	教育委員会
親学推進協力企業制度	「親学」の推進に、理解・協力をいただける企業（団体）を登録する。	<ul style="list-style-type: none"> ●172企業（団体）登録 	継続	教育委員会

★新規・拡充事業と実施方針

事業名	事業実施方針
地域子育て支援拠点事業 (拡)	<p>名古屋市子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施する。</p> <p>【参考 名古屋市子ども・子育て支援事業計画の内容】</p> <p>新基準の拠点施設が設置されるまでは、経過措置として現地域子育て支援センター等で市民ニーズに対応していくこととし、平成31年度までに、地域子育て支援拠点施設として基本事業を実施する拠点施設を少なくとも中学校区に1か所以上の設置に努める。</p> <p>《供給量の確保の目標》 127か所設置</p>
一時預かり事業（拡）	<p>名古屋市子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施する。</p> <p>【参考 名古屋市子ども・子育て支援事業計画の内容】</p> <p>保育所で実施している一時保育事業の拡充や名古屋のびのび子育てサポート事業の提供会員が活動できる機会を増やすなどにより「預かり」の活動件数の増加に努めるとともに保育所以外の場所での一時預かりについても検討を行う。</p> <p>《供給量の確保の目標》 のべ 107,480人分を確保</p>
エリア支援保育所（拡）	<p>利用者支援事業（基本型）と位置付けて、名古屋市子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施する。</p> <p>【参考 名古屋市子ども・子育て支援事業計画の内容】</p> <p>利用者支援事業（基本型）：エリア支援保育所を活用して各区1地域での実施に努める。</p> <p>《供給量の確保の目標》 16地域で実施</p>

⑤ 子育てにやさしいまちづくり

平成25年度に実施した「グループインタビュー名古屋の子育てを語ろう」では、「地下鉄の乗り換えでベビーカーでの移動が大変」、「公園は多いが整備が不十分」などの意見が出ました。また、答申では「子どもがいる世帯に対する住宅施策の推進」が求められています。子育て家庭が安心して外出できる環境の整備や子育てしやすい住宅に関する施策などを進めます。

★主な事業

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
福祉都市環境整備指針等に基づくバリアフリーの推進	福祉都市環境整備指針等に基づきバリアフリーを推進する。	●福祉都市環境整備指針等に基づき、バリアフリーを推進	継続	健康福祉局
多家族世帯向け住宅入居募集の実施	市営住宅の募集について、一般募集や福祉向け募集に配慮しながら、多家族世帯向け募集を実施する。	●67戸	継続	住宅都市局
多世代交流のための交流スペースの提供	既設市営住宅において、小さな子どもから高齢者までが交流できるスペースを提供する。	●既設市営住宅において、小さな子どもから高齢者までが交流できるスペースとして集会所等を提供	継続	住宅都市局
市営住宅における子育て世帯向け住宅入居募集の実施	市営住宅の募集における子育て世帯に対する優先枠として、子育て世帯向け募集を実施する。	●387戸	継続	住宅都市局
定住促進住宅の子育て支援	中堅ファミリー向けに建設された定住促進住宅（民間型・公共型）について、小学校就学前の子を持つ子育て世帯に対し家賃を減額する。	●民間型 既存 94戸 新規 9戸 ●公共型 既存 261戸 新規 37戸	継続	住宅都市局
中堅ファミリー向け住宅の提供	中堅ファミリー世帯向けの良質な賃貸住宅を提供する。	●管理戸数 公共型：1,832戸 民間型：741戸	継続	住宅都市局
愛知県あんしん賃貸支援事業の情報提供	子育て世帯の入居を受け入れる住宅や不動産店、居住支援に関する情報を提供する。	●栄住まいの相談コーナーで住宅や不動産店、居住支援に関する情報提供を実施	継続	住宅都市局
道路のバリアフリーの推進	子どもを始め誰もが安心・安全で歩きやすい道をめざし、歩道などの段差解消、勾配改善などを実施する。	●歩道の交差点部段差解消 167か所 ●歩道の勾配改善 3,311m	継続	緑政土木局
地域の身近な公園づくり	街区公園の適正配置促進学区の解消をめざし、街区公園を設置する。	●街区公園用地取得のための測量を実施 2公園（小幡千代田公園、亀島東公園） ●街区公園のための用地を取得 1公園（振甫町公園） ●街区公園整備のための公園設計を実施 2公園（振甫町公園、楽園公園）	継続	緑政土木局

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
公共交通機関等におけるバリアフリーの推進	地下鉄駅について改札内でエレベーターによる乗換えができる駅について、引き続き乗換えエレベーターの整備を進めるなどバリアフリー化を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ●エレベーターの整備 整備完了 1 駅 (国際センター駅) 全 87 駅整備完了 合計 252 基設置 ●改札内での乗換えエレベーターの整備 新規着手 1 駅 (名古屋駅) ●多機能トイレの整備 全 87 駅に整備 追加整備 1 駅 (名古屋駅) 	継続	交通局
	ノンステップバスを導入する。	<ul style="list-style-type: none"> ●2両導入 ●1,012両中 996両 (導入率 98.4%) 		
	地下鉄駅におけるトイレ内のベビーチェア等を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ●ベビーベッド(車いす使用者対応トイレ内)の整備 全 87 駅に整備 追加整備 1 駅 (名古屋駅) ●ベビーチェア(一般トイレ内)の整備 新規整備 1 駅 (池下駅) 追加整備 1 駅 (名古屋駅) 全 87 駅中 73 駅整備完了 		
	地下鉄駅におけるホーム柵を設置する。	<ul style="list-style-type: none"> ●東山線への可動式ホーム柵の設置(平成 27 年度完成予定) ●東山線への可動式ホーム柵の設置に向け、定位位置停止等のための車両購入及び改造等 購入 30両(5 編成)、改造 66両(11 編成) 		
	地下鉄車両における車内案内表示装置を設置する。	<ul style="list-style-type: none"> ●導入率 86.8% 		

⑥ 働き方の見直しに向けた取組みの推進

平成25年調査では、「仕事が中心となっており、家庭生活の比重が高まるといい」と回答した父親の割合は37.0%で5年前から横ばいでいた。また、出産1年前に働いていた母親の9割が出産にともない退職していました。保護者が安心して、子育てと仕事を両立することができ、ゆとりを持って子育てできるよう子育て家庭の仕事と生活の調和を推進する施策を進めます。

★主な事業

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
子育て支援企業認定・表彰制度	子育てにやさしい活動を積極的に行っている企業を認定し、特に優れた企業を表彰する。	●16社新規認定（うち5社表彰） ●累計126社認定 ●認定・表彰式の開催	継続	子ども青少年局
女性の職業継続・再就職支援の促進	男女平等参画推進センターにおいて再就職等に役立つ資格取得講座やコミュニケーションスキルアップ講座等を実施するほか、男女がともにいきいきと働く職場づくりを推奨する趣旨のリーフレットを配付する。	●資格取得講座及びコミュニケーションスキルアップ講座等の実施 開催回数 5回 受講者 延べ705人 ●リーフレットの配付	継続	総務局
仕事と家庭の両立支援のセミナーなどの開催	育休取得者の職場復帰や主婦の再就職を支援するセミナーなどの開催や両立支援に関する情報提供を実施する。	●職場復帰準備セミナーの実施 開催回数3回 参加者 延べ59人	継続	総務局
女性の活躍推進企業認定・表彰制度	女性の活躍を推進する企業を認定し、優れた企業を表彰する。	●9社新規認定（うち4社表彰） ●累計43社認定 ●認定・表彰式の開催	継続	総務局
仕事と子育ての両立を可能にする職場環境づくりへの支援	企業の経営者・人事担当者等に対し、ワーク・ライフ・バランス推進のためのセミナー・企業内研修等を実施する。「名古屋市ワーク・ライフ・バランス推進庁内連絡会議」を開催し、施策の取組について進行管理を行うとともに、連携をはかる。	●セミナーの実施 開催回数2回 参加者 延べ36人 ●企業内研修 4社実施 ●「名古屋市ワーク・ライフ・バランス推進庁内連絡会議」の開催 開催回数1回	継続	市民経済局
仕事と生活の調和を推進するための情報発信の充実	ホームページなどで、勤労者の仕事と生活の両立支援に向けた施策の紹介など情報発信の充実をはかる。	●市ホームページの「仕事と生活の調和」のページで、情報提供を実施	継続	市民経済局

⑦ 質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供

平成 25 年調査では、出産時に退職した母親のうち「教育・保育事業の未整備」を退職理由にあげた割合は 20.7%で 5 年前より 4.6% 増加しました。また、将来的に就労したいと考えている母親の割合は 73.2%で 5 年前より 4.3% 増加しました。このうち就学前の子どもを持つ母親では将来の就労を希望する割合は 80.1% にのぼりました。保護者が希望に応じて幼児教育・保育を利用できる環境を整えるため、保護者の幼児教育・保育ニーズの見込みに対する不足量を確保できるよう、区域の状況に応じた柔軟な施設整備や多様なニーズに対応する施策を進めます。

★主な事業

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
保育所等待機児童対策の取組み推進（※）	保育所や認定こども園、小規模保育事業等により、3歳未満児の保育サービス提供量の増をはかるなど、保育所等待機児童対策の取組みを推進する。	●3歳未満児の保育サービス提供割合 27.0% ●国定義に基づく待機児童数〇人（平成 26 年 4 月 1 日）	拡充	子ども青少年局
公立保育所の移管等と整備の推進	公立保育所整備計画に基づき、公立保育所を移管・統廃合するとともに施設整備を推進する。	●平成 31 年度に移管となる公立保育所 3 か所の選定及び公表 ●移管等の対象となっている 18 か所の公立保育所の保護者等への説明 ●2 か所を 1 か所に統合	継続	子ども青少年局
休日保育事業	白曜、祝日の保護者の就労により、保育を要する保育所入所児童の保育を行う事業を実施する。	●16 か所（各区 1 か所）で実施 ●利用人数 6,030 人	継続	子ども青少年局
延長保育事業（※）	保護者の就労時間の多様化に対応するため、通常の保育時間（11 時間）を延長して、保育を行う事業を実施する。	●255 か所で実施（夜間保育所を除く） ●1 日あたり利用可能人数 5,100 人	拡充	子ども青少年局
夜間保育事業	保護者の深夜就労に対応するため、午後 10 時以降に保育を行う事業を実施する。	●4 か所で実施	継続	子ども青少年局
産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業	産休・育休あけの職場復帰にあわせて入所予約することにより、入所を円滑にする事業を実施する。	●94 か所で実施 ●利用人数 491 人	拡充	子ども青少年局

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
病児・病後児デイケア事業 (※)	小学生低学年までの病気または病気回復期にある児童について、勤務などにより家庭で育児を行うことが困難な場合に、医療機関などにおいて一時的に預かる事業を実施する。	●12か所で実施 ●年間受入可能延べ人数 42,400人日	拡充	子ども青少年局
保育所保育指針に基づく保育の実践	保育所保育指針に基づき、保育の質の向上等に資する取組みを実施する。	●改訂した保育所危機管理マニュアルを各保育所へ配付し、普及啓発を実施 ●公立保育所における保育実践のノウハウをまとめた冊子「保育をつなぐ」を作成し、各保育所へ配付	継続	子ども青少年局
幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育・保育の実践	幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、幼児教育・保育の質の向上等に資する取組みを実施する。	—	新規	子ども青少年局 教育委員会
保育所等における食育の推進	乳幼児が食に対する興味を持つてるように、保育所等における食体験や、家庭への情報提供を実施する。	●園児自らが栽培した野菜を給食で提供したり、給食だけで家庭への情報提供を行う等、食への関心を育み、食を営む力の基礎を培うため、食育を全か園で実施 ●調理従事者を対象とした食育に関する研修や保育士・調理従事者による食育グループ研究を実施	継続	子ども青少年局
市立幼稚園における教育内容の研究	小学校以降の学習との連続性の観点から、子どもの学ぶ力の育成や人とかかわる力の育成など、就学までに取り組むべき教育の内容について研究を進める。	●名古屋市幼稚園教育指針に基づいた教育の実施	拡充	教育委員会
幼稚園心の教育推進プラン	市立幼稚園における文化的体験(芸術鑑賞)、自然体験、社会体験、未就園児への園舎・園庭開放や遊びの会などの事業を実施する。	●全23園(芸術鑑賞は8園のみ)で実施	継続	教育委員会

★新規・拡充事業と実施方針

事業名	事業実施方針
保育所等待機児童対策の取組み推進（拡）	<p>名古屋市子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施する。</p> <p>【参考 名古屋市子ども・子育て支援事業計画の内容】</p> <p>区域の実情に即し、各年度柔軟に対応できるよう、施設型給付事業と地域型給付事業を分離して考えず、一体的に確保していく。待機児童解消加速化プランにおける目標を達成するため、保育需要のピークを平成29年度末と捉え、平成27年度から平成29年度までの3年間で、量の見込みに対して不足する量を確保する。</p> <p>《供給量の確保の目標》</p> <p>3歳未満児の保育サービス提供割合 35.8%、国定義に基づく待機児童数〇人</p>
延長保育事業（拡）	<p>名古屋市子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施する。</p> <p>【参考 名古屋市子ども・子育て支援事業計画の内容】</p> <p>教育・保育施設の供給量の確保の方策に合わせ、平成29年度までに必要な供給量を確保し、平成30年度当初時点における目標達成に向け、調整に努める。</p> <p>《供給量の確保の目標》 7,601人分を確保</p>
産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業（拡）	<p>産休・育休あけの職場復帰にあわせて入所予約することにより、入所を円滑にする事業を実施する保育所等の拡充に努める。</p>
病児・病後児デイケア事業（拡）	<p>名古屋市子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施する。</p> <p>【参考 名古屋市子ども・子育て支援事業計画の内容】</p> <p>新規実施施設の参入しやすい制度設計にかかる検討を行いながら、居住区以外の区での利用など、利用の現状や利用希望の実情を踏まえ、平成31年度までの5年間のいずれかにおける開設に向けた調整に努める。</p> <p>《供給量の確保の目標》 89,080人日分を確保</p>
幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育・保育の実践（新）	<p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、幼児教育・保育の質の向上等に資する研修等を実施する。</p>
市立幼稚園における教育内容の研究（拡）	<p>小学校以降の学習との連続性の観点から、子どもの学ぶ力の育成や人とかかわる力の育成など、就学までに取り組むべき教育の内容について研究を進める。</p>

(3) 困難を抱える子ども・若者・家庭への支援

施策方針 困難を抱える子ども・若者・家庭を一体的に支援する。

① 困難を抱える子ども・若者への総合的な支援

平成25年調査では、悩みや困ったことを誰にも相談しない子どもの割合は11.3%でした。また、外出を避けている若者の割合は2.2%、現在、経済的に独立していない若者のうち、就職を希望しているが就職できない、又は働く自信がないので働いていないことを理由にあげている割合は11.1%でした。困難を抱える子ども・若者の問題は複合化しており、問題を解決できないまま成長し、深刻化するケースも少なくなく、このような問題にはできる限り早期に、また各支援機関が連携しながら対応する必要があります。そのため、不登校、ひきこもり、就労の問題など、円滑な社会生活を営むうえで様々な困難を抱える子ども・若者の支援を総合的に進めます。

★主な事業

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
児童相談所等における相談支援	児童相談所等において、養護（児童虐待）・保健・非行・育成（不登校・しつけ等）などの相談支援を実施する。	●児童相談所における相談受付件数 4,865件	継続	子ども青少年局
ひきこもり・不登校児童対策事業	児童相談所において、家庭にひきこもって不登校状態になっている子どもや友達づきあいが苦手な子ども等にボランティアを派遣したり、宿泊や通所指導におけるグループワーク等を実施する。	●あそびっこボランティア派遣回数 314回	継続	子ども青少年局
子ども・若者総合相談センターを核とした総合支援体制の強化	子ども・若者総合相談センターを核としたネットワークなどにより、ニート・ひきこもりなど様々な困難を抱える子ども・若者の状況に応じた適切な支援を行い、就労を始めとした社会的自立に導くための総合的な支援体制を推進する。	●「子ども・若者総合相談センター」を開設するとともに、「子ども・若者支援地域協議会」を設置し、センターを核とする官民の支援機関のネットワークを構築	拡充	子ども青少年局
若年者自立支援事業	ニート等就労困難な若者に対し、就労意欲の醸成・確立をはかるための事業を実施する。	●若年者自立支援サテライト事業 〔民間3団体に委託〕 電話相談 延べ299件 カウンセリング 延べ564人	拡充	子ども青少年局

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
若者の社会体験支援事業	ニート等就労困難な状態にある若者が直ちに一般就労に就くことは難しいため、就労意欲を取り戻した若者の一般就労に向けた準備段階として、社会体験を行う場を提供する。	(平成 26 年度新規実施)	継続	子ども青少年局
なごや若者サポートステーションとの連携事業	ニート等就労困難な若者の職業的自立に向け、相談対応のほか就職活動・就労に必要となるコミュニケーション能力や基礎的技術を習得するための各種プログラムを提供する「なごや若者サポートステーション（厚生労働省事業）」を活用した就労支援事業を実施する。	国のメニューに加え、本市として次の事業を実施 ●臨床心理士、精神科医によるカウンセリングの実施 ●パソコン講座、基礎的学力の学び直し支援等を実施 ●保護者を対象とした親子のコミュニケーション方法等についてのセミナーを実施	継続	子ども青少年局
ハートフレンドなごやでの教育相談事業	いじめや不登校などの問題を抱える子どもおよびその保護者に寄り添い、問題を解決するために教育相談を実施する。 必要に応じて、児童相談所を始めとした他の相談機関との連携をはかる。	●ハートフレンドなごやで子どもの教育・養育上の問題に関するあらゆる内容について、電話・メール・来所・訪問による相談を実施 相談実施回数 9,778 回 ●必要に応じて、児童相談所を始めとした他の相談機関と連携	継続	教育委員会
いじめ・問題行動等防止対策連絡会議	中学校ブロック単位でのいじめ等に関する情報交換や防止対策に取り組む連絡会議の設置などを行う。	●全中学校 109 ブロックで実施	継続	教育委員会
子ども適応相談センターでの不登校対応事業	心理的な理由により登校できない児童生徒を学校へ復帰させることを目的として、子ども適応相談センターにおいて、教育相談を実施する。	●通所者数 295 人 ●学校復帰者数 147 人 ●南区においてサテライトスクールの整備を実施	拡充	教育委員会
子ども・教育に関する総合的な相談施設の整備	不登校、いじめ、発達障害等の教育相談に加え、福祉との連携を視野に入れた総合的な相談施設を整備する。	—	新規	教育委員会

★新規・拡充事業と実施方針

事業名	事業実施方針
子ども・若者総合相談センターを核とした総合支援体制の強化（拡）	困難を抱える子ども・若者を支える地域の支援者を養成するとともに、子ども・若者総合相談センターの体制を強化する。また、支援機関の質の向上及びネットワークの強化により総合的な支援体制の充実をはかる。
若年者自立支援事業（拡）	ニート等困難を抱える若者の自立に向け、一人ひとりの状況に応じた支援を行う若年者自立支援サテライト事業について、社会参加に向けたファーストステップの場となる居場所の提供などの機能の充実をはかる。
子ども適応相談センターでの不登校対応事業（拡）	市内中心部にサテライトスクールを1か所増設し、増加する通所者への対応等、不登校対応の充実をはかる。
子ども・教育に関する総合的な相談施設の整備（新）	子ども適応相談センターの過大な通所者数の解消と市南部からの通所促進、発達障害への支援機能の強化をはかる。

② 妊娠や子育てに困難を抱える家庭への支援

平成25年調査では、子どもと触れ合う経験や子育てについて学ぶ機会がまったく無かった若者の割合は15.5%、子育てに自信が持てないと感じたことのある保護者の割合は11.5%でした。また、子どもの発育・発達のことを不安に感じたことのある保護者の割合は22.0%、子どもの病気・健康のことを不安に感じたことのある保護者の割合は33.8%でした。子どもと接した経験が無く、子育てに不安を感じる親へはきめ細やかな支援が必要となります。「思いがけない妊娠の相談」「出産への不安の緩和」など妊娠に困難を抱える家庭を支援する施策、「子育てについての相談・支援」等子育てに困難を抱える家庭を支援する施策、児童虐待へ対応する施策などを進めます。

★主な事業

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
なごや妊娠SOS	思いがけない妊娠等で悩む人が孤立することなく、必要な支援を受けることができるよう、助産師等が電話やメールによる相談を実施する。	(平成26年度新規実施)	継続	子ども青少年局
特定妊婦訪問支援事業（※）	虐待ハイリスク要因を有するなど、出産後の養育について出産前から支援を行なうことが必要な妊婦に対し、家庭訪問による継続的な支援を実施する。	(平成26年度にモデル事業を実施)	拡充	子ども青少年局
産後ケア事業	出産直後の母子へのサポートを行うため、入院を要しない程度の心身の不調または育児不安のある産婦を対象として、助産所等における宿泊または日帰りによるケアを実施する。	—	新規	子ども青少年局

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
養育支援ヘルパー事業（※）	本来児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭を対象として、家事と育児支援とともに家庭状況の把握のためにヘルパーによる訪問支援を実施する。	●派遣世帯数 100世帯 ●派遣回数 3,775回	継続	子ども青少年局
子育て短期支援事業（※）	家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設及び乳児院などで児童の一時的な養育を実施する。	●児童養護施設、乳児院で実施 利用数 1,021人日	拡充	子ども青少年局
家庭復帰支援事業	児童虐待により施設入所している児童とその保護者に対し、各種家族再統合プログラムを活用して、児童の家庭復帰を支援する。	●モデル事業の実施	拡充	子ども青少年局
親支援のためのグループミーティング	保健所において、育児不安や困難感の強い親等に対して、心理職等によるグループミーティングを実施する。	●実施回数 188回 ●参加人数 997人	継続	子ども青少年局
子どもに関する公費負担医療	小児慢性特定疾病はじめ、子どもに関する各種医療給付事業を行う。	●小児慢性特定疾病医療対策 対象者数 1,419人 ●未熟児養育医療 対象者数 439人 ●自立支援医療（育成医療） 対象者数 309人	継続	子ども青少年局
児童相談所の体制強化	被虐待児や虐待をした親への十分なケアを実施するなど、本市の子どもの安全で健全な発達環境を保障していくために、児童福祉司の増員など児童相談所（2か所）の体制を強化する。	●児童虐待相談対応件数 1,612件 ●児童福祉司・児童心理司の増員	拡充	子ども青少年局
新たな児童相談所の設置	急増する児童虐待相談をはじめとする児童相談に迅速・的確に対応するために、新たな児童相談所を設置する。	—	新規	子ども青少年局
社会福祉事務所における児童虐待等への機能強化	社会福祉事務所における子ども家庭相談の体制を強化し、児童虐待などへの対応を拡充する。	●社会福祉事務所に児童相談所との兼務児童福祉司、児童虐待防止推進員を配置	拡充	子ども青少年局
児童虐待防止における関係機関の連携	児童虐待等の問題解決のため、全市各区レベルの連絡調整、情報交換を実施するとともに、電算システムを活用して社会福祉事務所、児童相談所、保健所等の情報共有を迅速・的確に実施する。	●なごやこどもサポート連絡協議会の実施 開催回数 2回 ●なごやこどもサポート区連絡会議の実施 代表者会議 24回 実務者会議 221回 サポートチーム会議 191回	拡充	子ども青少年局
配偶者からの暴力被害者との子どもへの支援	配偶者暴力相談支援センターなどにおいて、配偶者からの暴力被害者の安心と安全に配慮し、関係機関と連携して支援を実施する。	●相談延べ件数 9,447件	拡充	子ども青少年局

★新規・拡充事業と実施方針

事業名	事業実施方針
特定妊婦訪問支援事業（拡）	<p>名古屋市子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施する。 【参考 名古屋市子ども・子育て支援事業計画の内容】 5 区でのモデル実施後、全市で実施することとし、関係機関、団体の協力を得た訪問支援者としての養成研修を行い、支援が必要な対象者への家庭訪問の実施に努める。</p>
産後ケア事業（新）	<p>入院を要しない程度の心身の不調または育児不安のある産婦を対象とし、助産所等において子ども同伴で宿泊または日帰りによるサービス（母体ケア、乳児ケア）を提供することで、産後も安心して子育てができる支援体制を確保し、もって児童虐待防止につなげる。</p>
子育て短期支援事業（拡）	<p>名古屋市子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施する。 【参考 名古屋市子ども・子育て支援事業計画の内容】 児童養護施設、乳児院において事業を実施するとともに、里親での実施についても検討する。 《供給量の確保の目標》 1,330 人日</p>
家庭復帰支援事業（拡）	児童虐待により長期間にわたり施設入所している児童とその保護者に対し、各種家族再統合プログラムを活用して、児童の家庭復帰を支援する事業を実施する。
児童相談所の体制強化（拡）	被虐待児や虐待をした親への十分なケアを実施するなど、本市の子どもの安全で健全な発達環境を保障していくために、児童福祉司・児童心理司の増員や研修の充実による資質向上をはかる。
新たな児童相談所の設置（新）	急増する児童虐待相談をはじめとする児童相談に迅速・的確に対応するために、相談拠点として新たな児童相談所を設置し、より身近なところで相談対応を進めしていく。
社会福祉事務所における児童虐待等への機能強化（拡）	全区・支所の社会福祉事務所へ児童相談所と兼務の児童福祉司を配置する。
児童虐待防止における関係機関の連携（拡）	なごやこどもサポート連絡協議会、なごやこどもサポート区連絡会議に加え、電算システムを活用した情報共有を推進し、関係機関の連携を強化する。
配偶者からの暴力被害者とその子どもへの支援（拡）	急増する配偶者からの暴力被害者相談に対して、安全と安心に配慮した対応ができるよう、配偶者暴力相談支援センターの強化、関係機関とのさらなる連携、支援に関わる職員の資質の向上をはかる。

③ ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援

平成 25 年度調査による推計世帯数は、母子世帯で 26,147 世帯、父子世帯で 3,721 世帯となっており、母子世帯の年間世帯収入は、約 250 万円で全世帯平均収入の約 5 割となっています。調査結果によると、ひとり親家庭の施策ニーズが高いのは、「相談支援」「経済的支援」「子どもの学習支援」となっており、ひとり親が経済的に自立するとともに、子どもが心身とともに健やかに成長できるようにひとり親家庭への支援施策を進めます。

★主な事業

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
ひとり親家庭等に対する自立に向けた相談の実施（複）	施策の窓口である区役所において総合的な相談を実施する。	●相談件数 17,796 件	継続	子ども青少年局
母子家庭等自立支援センター事業（複）	就業相談、職業紹介、技術習得等を目指すセミナーや講習会等、就業に向けた支援を実施するとともに、生活上の相談など電話相談や法律相談を実施する。	●就業支援講習会 開催回数 78 回 受講者数 877 人 ●情報提供件数 4,980 件 ●電話相談 424 件 ●法律相談 29 件	拡充	子ども青少年局
自立支援給付金事業	就業に有利な資格取得のための支援として、自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費を支給する。	●自立支援教育訓練給付金 24 人 ●高等技能訓練促進費 181 人	継続	子ども青少年局
児童扶養手当等の支給（複）	収入を補完するための手当の支給による支援を実施する。	●児童扶養手当受給者数 18,545 人 ●ひとり親家庭手当受給者数 6,139 人	継続	子ども青少年局
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	生活の安定と向上を目的として、生活資金、技能習得資金、修学資金などを原則無利子で貸し付ける。	●母子寡婦福祉資金貸付 1,954 件	継続	子ども青少年局
養育費相談の実施（複）	養育費の取得について、司法書士等による相談を実施する。	●相談件数 電話 283 件 面接 32 件 ●司法書士による同行支援件数 15 件	継続	子ども青少年局
ひとり親家庭等医療費助成（複）	ひとり親家庭等にかかる医療費のうち、保険診療にかかる自己負担分を助成する。	●対象者数 38,245 人 (月平均)	継続	子ども青少年局
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（複）	高等学校卒業程度認定試験のための受講費用の一部を支給する。	—	新規	子ども青少年局
ひとり親家庭の子どもへの学習サポート（複）	ひとり親家庭の子どもに対する学習サポート事業を実施して、学習及び進学の意欲を醸成する。	(平成 26 年度新規実施)	拡充	子ども青少年局

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
ひとり親家庭の子どもへの相談支援	学習支援の場等を活用し、ボランティアが進路や将来の事等について相談、アドバイスすることで、子ども の自立への意識を醸成する。	一	新規	子ども青少年局
ひとり親家庭へのスポーツ・文化等の体験の場の提供(複)	ひとり親家庭の子どもに、スポーツ・文化等の体験の場を提供することにより、子どもの意欲や自己肯定感を醸成する。	一	新規	子ども青少年局

★新規・拡充事業と実施方針

事業名	事業実施方針
母子家庭等自立支援センター事業（拡）	正規雇用など、より安定した就業につながる講座の充実・相談窓口の充実（就業、生活、養育費・面会交流）をはかる。
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（新）	高等学校卒業程度認定試験を受けるための支援を行う。
ひとり親家庭の子どもへの学習サポート（拡）	ひとり親家庭の子どもの学習及び進学の意欲を醸成する事業を市内全域で中学1年生～3年生を対象に実施する。
ひとり親家庭の子どもの相談支援（新）	学習支援の場等を活用し、ボランティアが進路や将来の事等について相談、アドバイスする。
ひとり親家庭へのスポーツ・文化等の体験の場の提供（新）	ひとり親家庭の子どもにスポーツ・文化等の体験の場を提供する。

④ 学校での支援

平成 25 年調査では、長期間学校を休んでいる子どもの割合は 0.7%、学校生活を楽しくないと感じる子どもの割合は 5.3%でした。また、進学時に環境になじめない経験をした若者の割合は 40.3%でした。子どもにとって学校は生活の大半を過ごす大切な場であり、学校生活につまずいた経験は将来まで影響を及ぼします。子どもの学校生活をより質の高いものにする支援やいじめ・不登校など困難を抱える子どもの支援の施策を進めます。

★主な事業

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
高等特別支援学校の整備	企業等への就労を目指し、職業教育を中心とした指導を行う高等特別支援学校を整備する。	—	新規	教育委員会
特別支援教育に関する施設の整備	特別支援学校の教室不足解消を推進するため、特別支援学校の整備を進めるとともに、肢体不自由児童生徒が円滑に学校生活を営めるよう、肢体不自由学級設置の学校へエレベーターを整備する。	●南養護学校分校の整備 ●肢体不自由学級設置校へのエレベーターの整備	拡充	教育委員会
発達障害対応施策の実施	学校教育において、発達障害への適切な指導・支援が受けられるよう、発達障害対応支援講師、発達障害対応支援員、専門家チームの充実をはかり、発達障害の可能性のある幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた支援を推進する。	●発達障害対応支援講師を 48 校に配置 ●発達障害対応支援員を 48 校（園）に配置 ●専門家チームを 137 校（園）に派遣	拡充	教育委員会
学校生活介助アシスタントの派遣	障害のある子どもに付き添いや介助を行っている保護者の負担軽減をはかるため、学校生活介助アシスタントを派遣する。	●105 人派遣	継続	教育委員会
特別支援学級等の設置・運営	●特別支援学級 障害の程度が比較的軽度の児童生徒を対象に、一人一人の実態に応じてきめ細かく指導する学級を設置する。 ●通級指導教室 通常の学級に在籍する比較的軽度の障害がある児童生徒を対象に、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、障害に応じた個別の指導をする。	●特別支援学級 539 学級（新・増設 41 学級） ●発達障害教室 35 校 ●難聴教室 4 校 ●言語障害教室 8 校	継続	教育委員会
守山養護学校高等部産業科における就労支援	守山養護学校高等部に高等養護学校に準ずる学科を設置し、職業教育の充実をはかる。	●産業科 1 年・2 年・3 年 合計 79 名	継続	教育委員会

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
不登校に対する取組み	学校がきめ細かく対応できるよう、支援体制の充実の観点から、不登校支援講師の配置拡充などを推進するとともに、不登校に関する情報提供の充実に向け、市公式ウェブサイトにおける不登校対策支援サイトの運営などの取組を実施する。	●不登校対応支援講師の配置 40校 ●不登校対策支援サイトの開設・運営	拡充	教育委員会
なごや子ども応援委員会	いじめ、不登校等につながる潜在化した心の問題に対し、専門的見地からの積極的なアプローチを行い、児童生徒が抱える問題の未然防止・早期発見や個別支援を行うとともに、学校支援の協力体制を構築する。	(平成26年度新規実施)	拡充	教育委員会
スクールカウンセラーの配置	児童生徒のさまざまな心の問題に対応するため、スクールカウンセラーを全中・高等学校に配置するとともに、小学校でも活用する。	●小学校 60 校と全中学校・高等学校に 166 人を配置 ●相談件数 34,907 件	拡充	教育委員会
仲間づくり推進事業	児童生徒が主体的に参加するいじめ防止等に向けた仲間づくりの活動を支援する。	●小学校 8 校 ●中学校 16 校	拡充	教育委員会

★新規・拡充事業と実施方針

事業名	事業実施方針
高等特別支援学校の整備 (新)	企業等への就労を目指し、職業教育を中心とした指導を行う高等特別支援学校の整備を推進する。
特別支援教育に関する施設の整備(拡)	南養護学校分校の開校へ向けた整備、肢体不自由学級設置校へのエレベーターの整備を進めるとともに、天白養護学校の整備について検討を進める。
発達障害対応施策の実施 (拡)	通常の学級に在籍する発達障害の児童生徒に対する個別指導を推進するため、発達障害対応支援講師の配置を拡大する。 また、発達障害のある幼児児童生徒に対し、学校(園)生活での介助等を行う発達障害対応支援員の配置を拡大する。
不登校に対する取組み (拡)	不登校に関する担当教員を決め、実態に合った具体的な取組みを推進しようとする小中学校に対する非常勤講師配置を拡大する。また、児童生徒や保護者が本市不登校施策等の情報を得やすい環境を整備するため市公式ウェブサイト内に開設した不登校支援サイトの充実をはかる。
なごや子ども応援委員会 (拡)	市内11ブロックの中学校11校に設置したなごや子ども応援委員会の拡充をはかる。
スクールカウンセラーの配置(拡)	児童生徒のさまざまな心の問題に対応するためのスクールカウンセラーの小学校への配置を拡大する。
仲間づくり推進事業(拡)	児童生徒が主体的に参加するいじめ防止等に向けた仲間づくりの活動を支援する事業の実施校を拡大する。

⑤ 保護を要する子どもへの支援

平成26年3月現在、児童養護施設・乳児院の措置児童数は664人、里親・ファミリーホームに委託されている児童の数は77人となっています。

家庭環境に恵まれない子どもや適切な養育を受けられない子どもには良好な成育環境が必要であり、国の示す「平成41年までの15年間で、施設の本体施設、グループホーム（地域小規模児童養護施設等）、里親等の割合を3分の1ずつにしていく」目標を達成するため、より家庭的な環境で養護を進められるよう里親等委託や児童養護施設の小規模化・地域分散化を推進します。

また、児童養護施設等に入所している児童及び退所した児童の自立を支援するなど社会的養護の施策を進めます。

★主な事業

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
里親等委託の推進・里親等への支援の充実	里親登録者及びファミリーホーム設置者の増加をはかり里親等委託を推進するとともに、里親経験者等の援助者や児童相談所の支援、研修などにより里親への支援を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ●登録里親数 141世帯 ●里親委託児童数 62人 ●ファミリーホーム 3か所（15人） ●里親等委託率 10% 	拡充	子ども青少年局
児童養護施設等の小規模化・地域分散化の推進	児童養護施設及び乳児院において、家庭的な環境での養育を推進するため、施設の改築・改修を行い小規模化をはかるとともに、地域小規模児童養護施設の増加により施設機能の地域分散化を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ●児童養護施設措置児童数 589人 ●乳児院措置児童数 75人 ●小規模グループケア実施施設 11施設 ●地域小規模児童養護施設 6か所 	拡充	子ども青少年局
児童養護施設など入所児童のケアの充実（複）	被虐待や障害等の多様な困難を抱える子どもを支援するための施設の養育力向上をはかる。	<ul style="list-style-type: none"> ●心理療法職員配置施設 22か所 	拡充	子ども青少年局
児童養護施設等に入所している児童及び退所した児童への自立支援（複）	児童の自立を支援するため、児童養護施設などの入所児童への学習支援、児童養護施設などを退所する児童や退所した児童への就労等の自立支援を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ●施設入所児童（中学生）への学習塾等費用の補助 ●退所児童への就労支援の実施 ●自立援助ホーム等における自立支援 	拡充	子ども青少年局
児童養護施設等の改築・整備	入所児童の生活環境の向上をはかるため、老朽化した児童養護施設などの児童福祉施設を順次整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ●乳児院・児童養護施設「若葉寮」と児童養護施設「ひばり荘」の統合整備にかかる設計 ●障害児入所施設「あけぼの学園」の改築検討 	拡充	子ども青少年局

★新規・拡充事業と実施方針

事業名	事業実施方針
里親等委託の推進・里親等への支援の充実（拡）	<p>里親説明会や里親の体験談を聞く会の開催や、市民向け広報啓発などにより、里親登録者及びファミリーホーム設置者の増加をはかり、里親等への委託を推進するとともに、里親やファミリーホームにおいて適切な養育などが行えるよう支援の充実をはかる。</p> <p>里親等委託率（ファミリーホームを含む）16%、137人 (平成31年度に見込まれる社会的養護を必要とする児童数 854人)</p>
児童養護施設等の小規模化・地域分散化の推進（拡）	<p>児童養護施設及び乳児院において、家庭的な環境での養育を推進するため、小規模化（児童養護施設の本体定員45人以下など）をはがるとともに、地域小規模児童養護施設の増加により施設機能の地域分散化を推進する。</p> <p>小規模グループケア実施施設 17施設 地域小規模児童養護施設 10か所（定員60人）</p>
児童養護施設など入所児童のケアの充実（拡）	施設の養育力向上をはかるための人材育成に努め、被虐待児・障害児への支援の充実をはかる。また、心理療法職員を全施設に配置する。
児童養護施設等に入所している児童及び退所した児童への自立支援（拡）	施設入所児童への学習指導を行うとともに、就労などの自立支援を強化する。 また、退所児童への就労などの自立支援を強化する。
児童養護施設等の改築・整備（拡）	<p>乳児院・児童養護施設「若葉寮」と児童養護施設「ひばり荘」の統合整備を完了し、障害児入所施設「あけぼの学園」、母子生活支援施設「にじが丘荘」の改築整備に着手するとともに、児童自立支援施設「玉野川学園」の改築検討を進める。</p> <p>また、民間児童養護施設などを2か所整備する。</p>

⑥ 障害児とその家庭への支援

障害児通所支援の支給決定者数は、2,564人（平成24年度末）から2,899人（平成25年度末）と増加しています。より身近な地域で障害の早期発見、早期療育が可能となるよう早期療育体制の充実をはかるとともに、障害児やその家族に対して個々の状況に応じたきめ細かい支援を推進します。

★主な事業

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
児童発達支援センター等の充実	障害の早期発見、早期療育をはかるため、児童発達支援センター等で療育を行うとともに、施設の老朽化対策を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ●児童発達支援センター 9か所 ●地域療育センター 4か所（児童発達支援センター9か所に含まれる） 	拡充	子ども青少年局
身近な地域での支援の推進	障害児が身近な地域で支援を受けることができるよう児童発達支援、放課後等デイサービスを実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ●児童発達支援 実施か所数 61か所 ●放課後等デイサービス 実施か所数 142か所 	継続	子ども青少年局
障害児の居場所づくり事業（仮称）	障害児及びその家族が気軽に利用できる身近な敷居の低い場所において、親同士の交流や子どもの遊びの場の提供を行うとともに、子育て等に関する支援を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ●いこいの家事業 実施か所数 5か所 ●療育グループ事業 実施か所数 7か所 	拡充	子ども青少年局
障害児相談支援の実施	障害児通所支援サービスなどを利用する障害児について、児童・家庭の状況に応じた的確なサービス利用計画を作成する。	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援事業 実施か所数 118か所 	拡充	子ども青少年局
障害児保育	保育所等における障害児の成長・発達の促進をはかるため、健常な子どもとともに集団保育が可能な障害のある子どもの保育を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ●281か所 1,129人 	拡充	子ども青少年局
発達障害者支援センターの運営	自閉症などの発達障害のある障害児(者)に対し、自立支援や就労などについての相談業務、支援者の人材育成、情報発信・普及啓発、コンサルテーションの各事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ●月平均相談者数 226人 	継続	子ども青少年局
重症心身障害児者施設の運営	重症心身障害児者が安心して生活できるよう、入所により医療的ケアや介護を実施するとともに、重症心身障害児者の地域生活の拠点となる施設を運営する。	<ul style="list-style-type: none"> ●建設着工 ●指定管理者の選定 	継続	健康福祉局

★新規・拡充事業と実施方針

事業名	事業実施方針
児童発達支援センター等の充実（拡）	児童発達支援センター等の機能強化や療育体制の拡充を行うとともに、施設の老朽化対策を推進する。
障害児の居場所づくり事業（仮称）（拡）	障害児の居場所づくり事業（仮称）を15か所で実施する。
障害児相談支援の実施（拡）	障害児通所支援サービスを利用する障害児の状況に応じた的確なサービス利用計画を作成する。また、相談支援事業所の確保に努める。
障害児保育（拡）	障害児の成長・発達の促進をはかるため、健常な子どもとともに集団保育が可能な障害のある子どもを、3歳以上児を受入れる保育所等の全園で受入れる。

⑦ 外国人の子どもとその家庭への支援

平成22年名古屋市外国人市民アンケート調査によれば子どもの教育で最も困るのは「教育に関する情報の多くが、日本語なのでわかりにくいこと」でした。また、平成25年の国際センターのトリオホン相談のうち「子ども・青少年」関連が占める割合は27.5%でした。外国人の子どもが日本で生活するためにはさまざまな困難があることが想定されます。外国人の子どもが日本の環境に溶け込み、その保護者が安心して子育てをできるように支援の施策を進めます。

★主な事業

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
子ども日本語教室	日本語を母語としない6歳から15歳の子どもを対象に、生活や学校で役立つ日本語学習を支援する日本語教室を毎週日曜日に開催する。	●毎週日曜日に開催（①5月～7月、②9月～11月、③1月～3月）（①③全10回、②全11回実施） 参加者数 1,054人	継続	市長室
夏休み子ども日本語教室	日本語を母語としない6歳から15歳の子どもを対象に、夏休みの期間中、日本語の学習の継続や、学習習慣の保持を目的に、港区九番町地の集会所において、日本語教室を開催する。	●7月25日～8月29日の毎週木・日曜日に開催（8月11日・15日を除く）（全10回） 参加者数 278人	継続	市長室
外国人の子どもと保護者のための総合相談会	外国人の子どもたちのために教育、福祉及び健康等の各分野での相談に専門家が応じる相談会を開催する。	●2月8日に開催 参加者数 37人	継続	市長室
外国語で楽しむ絵本の会	外国語での絵本の読み聞かせを通して、国際理解や外国人と日本人の親子の交流の機会を提供する。	●毎月第2・第4日曜日に開催 開催回数 22回 参加者数 748人	継続	市長室
外国人こころの相談	外国人が日本での生活で抱く不安や悩みなどを解消するため、母国で資格、経験のある相談員が通訳を介さず相談に応じる。	●実施 相談件数 509件	継続	市長室
ピアサポートサロン	外国人が孤独や孤立感を感じながら精神的に不安定になることを未然に防ぐため、仲間づくり、居場所、悩みを共有する場としてサロンを開催する。	●11月24日、12月8日、2月4日に開催 開催回数 3回 参加者数 31人	継続	市長室
外国人の子どもと保護者のための進路ガイダンス	中学校卒業後の進路についての情報提供と相談に対応するガイダンスを開催する。	●7月28日に開催 参加者数 116人	継続	市長室

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
日本語指導講師の配置	日本語指導を必要とする児童生徒が多数在籍する小中学校へ非常勤講師を派遣する。	●配置数 前後期で延べ 62 校	拡充	教育委員会
母語学習協力員の配置と巡回指導	外国人児童生徒の母語と日本語の両方を話すことのできる協力員を学校に配置し、日本語指導や適応指導を支援する。	●配置数 17 人	拡充	教育委員会
初期日本語集中教室、日本語通級指導教室の設置	日本語指導が必要な児童生徒の急増に対応するため、初期段階の日本語を学習する支援体制を整備する。	●初期日本語集中教室の運営 2 教室 ●日本語通級指導教室の運営 16 教室	継続	教育委員会
日本語教育相談センターでの相談事業	外国人児童生徒の「初期日本語集中教室」「日本語通級指導教室」への就学相談及び翻訳・通訳派遣等を通じた支援を行い、日本語指導が必要な児童生徒の学校生活への適応をはかる。	●日本語学習支援コーディネーター配置 6 名 ●コンサルタント（ポルトガル語、中国語、スペイン語、フィリピン語、ハングル）配置 17 名	継続	教育委員会

★新規・拡充事業と実施方針

事業名	事業実施方針
日本語指導講師の配置（拡）	日本語指導を必要とする児童生徒が多数在籍する小中学校へ非常勤講師の配置の拡充をはかる。
母語学習協力員の配置と巡回指導（拡）	外国人児童生徒の母語と日本語の両方を話すことのできる協力員の配置の拡充をはかる。

⑧ 貧困の連鎖を断ち切るための支援

平成 25 年度国民生活基礎調査によれば、子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は 16.3% となっており、本市の平成 25 年調査では、勉強に必要な道具を持っていない子どもの割合が 9.8%、勉強に必要な参考書を持っていない子どもの割合が 34.3% であり、世帯の収入が低いほど持っていない傾向がありました。また、親が暮らし向きにゆとりがあると感じる世帯の子どもの方が自己を肯定する感情が強い傾向があります。貧困の状態にある子どもの環境のハンディを軽減できるよう支援の施策を進めます。

★主な事業

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
ひとり親家庭等に対する自立に向けた相談の実施（複）	施策の窓口である区役所において総合的な相談を実施する。	●相談件数 17,796 件	継続	子ども青少年局
母子家庭等自立支援センター事業（複）	就業相談、職業紹介、技術習得等を目指すセミナーや講習会等、就業に向けた支援を実施するとともに、生活上の相談など電話相談や法律相談を実施する。	●就業支援講習会 開催回数 78 回 受講者数 877 人 ●情報提供件数 4,980 件 ●電話相談 424 件 ●法律相談 29 件	拡充	子ども青少年局
児童扶養手当等の支給（複）	収入を補完するための手当の支給による支援を実施する。	●児童扶養手当受給者数 18,545 人 ●ひとり親家庭手当受給者数 6,139 人	継続	子ども青少年局
ひとり親家庭等医療費助成（複）	ひとり親家庭等にかかる医療費のうち、保険診療にかかる自己負担分を助成する。	●対象者数 38,245 人 (月平均)	継続	子ども青少年局
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（複）	高等学校卒業程度認定試験のための受講費用の一部を支給する。	—	新規	子ども青少年局
ひとり親家庭の子どもへの学習サポート（複）	ひとり親家庭の子どもに対する学習サポート事業を実施して、学習及び進学の意欲を醸成する。	(平成 26 年度新規実施)	拡充	子ども青少年局
ひとり親家庭へのスポーツ・文化等の体験の場の提供（複）	ひとり親家庭の子どもに、スポーツ・文化等の体験の場を提供することにより、子どもの意欲や自己肯定感を醸成する。	—	新規	子ども青少年局
児童養護施設など入所児童のケアの充実（複）	被虐待や障害等の多様な困難を抱える子どもを支援するための施設の養育力向上をはかる。	●心理療法職員配置施設 22 か所	拡充	子ども青少年局
児童養護施設等に入所している児童及び退所した児童への自立支援（複）	児童の自立を支援するため、児童養護施設などの入所児童への学習支援、児童養護施設などを退所する児童や退所した児童への就労等の自立支援を実施する。	●施設入所児童（中学生）への学習塾等費用の補助 ●退所児童への就労支援の実施 ●自立援助ホーム等における自立支援	拡充	子ども青少年局

事業名	内容	実施状況	方向性	所管局
生活困窮者自立促進支援事業	生活に困窮している方が抱える複合的な課題に応じた、個別的で継続的な相談支援を行う窓口として「仕事・暮らし自立サポートセンター」を設置し、状況に応じた就労支援や家計再建に向けた支援を実施する。また、対象者を早期に把握し適切な支援につなぐために、地域との連携の推進をはかる。	(平成 26 年度にモデル事業実施)	拡充	健康福祉局
貧困の連鎖防止ネットワーク事業	ひとり親や生活保護世帯など困窮世帯の子どもに対して、民間団体や企業等から、相談や社会参加の機会の提供など、様々な支援を届けるための仕組みづくりを行う。	—	新規	健康福祉局 子ども青少年局
生活保護世帯を中心とする生活困窮世帯の子どもの学習サポート事業	生活困窮世帯の中学生を対象に、NPO法人等の運営により大学生等のボランティア講師が無料の勉強会を実施する。	●生活保護世帯の中学生を対象に中村区、中川区、緑区で実施。（計 5 か所）	拡充	健康福祉局
就学援助（複）	経済的に困窮している小中学生の保護者に対して学用品などの費用を援助する。	●対象者 24,084 人	継続	教育委員会
市立高等学校入学料などの減免（複）	市立高等学校に通う生徒の保護者に対して入学料などの減免を実施する。	●対象者数 252 人	継続	教育委員会
高等学校入学準備金事業（複）	経済的理由により高等学校などへの修学が困難な生徒に対して入学準備金を貸与する。	●対象者数 339 人	継続	教育委員会

★新規・拡充事業と実施方針

事業名	事業実施方針
母子家庭等自立支援センター事業（拡）	正規雇用など、より安定した就業につながる講座の充実・相談窓口の充実（就業、生活、養育費・面会交流）をはかる。
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（新）	高等学校卒業程度認定試験を受けるための支援を行う。
ひとり親家庭の子どもへの学習サポート（拡）	ひとり親家庭の子どもの学習及び進学の意欲を醸成する事業を市内全域で中学1年生～3年生を対象に実施する。
ひとり親家庭へのスポーツ・文化等の体験の場の提供（新）	ひとり親家庭の子どもにスポーツ・文化等の体験の場を提供する。

事業名	事業実施方針
児童養護施設など入所児童のケアの充実（拡）	施設の養育力向上をはかるための人材育成に努め、被虐待児・障害児への支援の充実をはかる。また、心理療法職員を全施設に配置する。
児童養護施設等に入所している児童及び退所した児童への自立支援（拡）	施設入所児童への学習指導を行うとともに、就労などの自立支援を強化する。また、退所児童への就労などの自立支援を強化する。
生活困窮者自立促進支援事業（拡）	仕事・暮らし自立サポートセンターを設置し、生活困窮者自立支援法に基づき自立相談支援事業などを実施する。
貧困の連鎖防止ネットワーク事業（新）	困窮世帯の子どものための支援を行う民間団体や企業等のネットワークにより、学習サポート事業の場などを通じて、支援を対象者に届けるための仕組みづくりをはかる。
生活保護世帯を始めとする生活困窮世帯の子どもの学習サポート事業（拡）	中学1年生～3年生を対象に市内全域で実施する。

7 計画推進の留意点

計画・施策を推進するにあたり、以下の点に留意していきます。

- ① 子ども・若者の最善の利益を重視します。
- ② 当事者参画の視点を重視します。
- ③ 予防、早期発見・早期対応に留意します。
- ④ 支援が求められない対象者を主体的に支援するアウトリーチに留意します。
- ⑤ 相談・支援の機関のネットワークの強化をはかります。
- ⑥ 支援にかかわるマンパワーの充実をはかります。
- ⑦ 名古屋が持っている資源がうまく活用されるよう留意します。
- ⑧ なごや子ども・子育て支援協議会を活用し、PDCAの観点により進捗管理を行います。

